

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

京都府人事委員会

目 次

報 告	1
Ⅰ 職員の給与に関する報告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与の状況	1
(2) 民間給与の状況	2
ア 職種別民間給与実態調査	2
イ 調査の実施結果	3
(3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢	3
ア 月例給	3
イ 特別給	5
ウ 物価及び生計費	5
エ 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等	6
2 職員給与の改定等	6
(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定	6
ア 月例給	6
イ 特別給	7
(2) 給与制度に係る諸課題	7
ア 高齢層職員の給与制度等	7
イ 諸手当等	8
Ⅱ 職員の人事制度及び勤務環境に関する報告	9
1 職員の人事制度及び勤務環境に関する基本的な考え方	9
2 職員の人事制度	10
(1) 人材の確保・定着	10
ア 採用試験制度の見直し	10
イ 障害者を対象とした採用試験の実施	11
ウ 就職氷河期世代を対象とした採用試験の実施	11
エ 任用制度の適正な運用	12
オ 人材確保対策の実施	12
カ 職員の育成・活躍	13
(2) 公務員倫理の徹底	13
(3) 健康管理の推進	14
(4) 会計年度任用職員の勤務条件の整備	15
3 職員の勤務環境	16
(1) 総実勤務時間の短縮	16
(2) 教育職員の適切な勤務時間の確保	17
(3) 仕事と家庭の両立	18
(4) テレワーク等の推進	19
(5) 適正な勤務環境の確立	19
Ⅲ 給与勧告実施の要請等	20
勸 告	22
第1 改定の内容	22
第2 改定の実施時期	22
別表第1	23
別表第2	46

説明資料

報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、地域の民間賃金のより適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立や適切な勤務環境の確保に取り組んできており、本年においても職員給与の実態、給与決定の基礎となる諸事情及びその他の勤務条件等について調査研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

I 職員の給与に関する報告

1 職員給与の実態等

(1) 職員給与の状況

本委員会が令和4年4月1日現在で実施した職員給与実態調査によると、職員（職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）は、昨年比べて54人多い21,387人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職及び特定任期付職員の6種9給料表の適用を受けている。

これらのうち給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,484人で、その平均年齢は41.4歳、平均経験年

数は19.3年、学歴別構成比は大学卒74.7%、短大卒7.0%、高校卒18.2%、中学卒0.1%、男女別構成比は男性60.4%、女性39.6%であり、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均月額（実支給額）は、給料317,059円、扶養手当7,114円、地域手当25,398円となっている。（「説明資料」第1表参照）

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体の平均年齢は39.6歳、平均経年数は17.4年、学歴別構成比は大学卒76.9%、短大卒6.7%、高校卒16.4%、中学卒0.0%、男女別構成比は男性63.0%、女性37.0%であり、給料（教職調整額を含む。）及び主な手当の平均月額は、給料337,549円、扶養手当9,053円、地域手当23,627円となっている。（「説明資料」第2表から第12表まで参照）

(2) 民間給与の状況

ア 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である932の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した227の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる54職種の職務に従事する者に本年4月分として支払われた給与や民間事業所における過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

新型コロナの感染拡大が引き続く中ではあったが、民間事業所からの格段の理解と協力を得て、本年の調査完了率は88.2%と非常に高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

イ 調査の実施結果

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で37.0%（昨年38.7%）、高校卒で11.8%（同14.1%）となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で41.4%（同33.9%）、高校卒で43.7%（同27.6%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で58.6%（同63.8%）、高校卒で56.3%（同72.4%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で217,209円（同213,663円）、高校卒で170,129円（同168,186円）となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は36.1%（同19.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は12.9%（同28.8%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.0%（同0.8%）となっている。（「説明資料」第16表参照）

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は、92.2%（同85.3%）となっている。昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は23.5%（同21.5%）、変化なしとしている事業所の割合は66.4%（同59.3%）、減額となっている事業所の割合は2.3%（同4.5%）となっている。（「説明資料」第17表参照）

(3) 給与改定の基本的考え方と給与改定に関する本年の諸情勢

職員の給与は、地方公務員法第24条に根本基準が定められており、改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としてきた。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々々の経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

本年においても、次のア及びイに掲げる方法により比較を行い、職員給与に民間給与の水準をより適正に反映させ、広く府民の理解が得られるものとしていく。

ア 月例給

月例給については、単純な平均値によるのではなく、職員にあっては較差算定対象職員、民間企業従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員

数ウェイトを用いたラスパイレース方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の月例給について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を1,122円・0.30%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を1,956円・0.53%下回っていた。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較差	
			①-②=③	③/②×100
給与減額前	370,165円	369,043円	1,122円	0.30%
給与減額後		368,209円	1,956円	0.53%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、834円(0.23%)である。
 3 職員給与、民間給与ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
 4 比較給与種目は、次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(注1)から時間外手当(注2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

(注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。

(注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレース方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\sum P_1 Q_0}{\sum P_0 Q_0}$$

P₁…民間企業従業員の平均給与月額
 P₀…職員の平均給与月額
 Q₀…職員数

ラスパイレース方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第18表参照のこと。

イ 特別給

職員の特別給（期末・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給の年間支給月数とが均衡するよう0.05月単位で改定を行ってきている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額 \times 4.41月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.30月分）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期(A ₁)	369,678
	上半期(A ₂)	373,139
特別給の支給額 (円)	下半期(B ₁)	801,488
	上半期(B ₂)	838,298
特別給の支給割合 (月分)	下半期(B ₁ /A ₁)	2.16 ₈
	上半期(B ₂ /A ₂)	2.24 ₇
	計	4.41

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当及び宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは令和3年8月から令和4年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.30月分である。

ウ 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では2.5%上昇し、京都市では2.6%上昇となっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ233,130円、240,080円及び247,030円となっている。また、全国家計構造調査（同省）及び全国単身世帯収支実態調査（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、145,300円となっている。（「説明

資料」第25表及び第26表参照)

エ 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

これによれば、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較したところ、国家公務員給与が民間給与を921円(0.23%)下回っており、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行い、行政職俸給表(一)の場合、平均0.3%引き上げることとしている。

特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げることとし、引上げ分は民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分することとしている。

また、公務員人事管理に関する報告では、人材の確保、人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等及び勤務環境の整備についての課題認識と、採用試験の見直し及び長時間労働の是正を中心に、公務組織を能率的で活力あるものとするための取組の方向性が示された。

なお、小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表に関しては、これまでどおり、改定を行う際のモデルとなる給料表が、本委員会も参画する全国人事委員会連合会において、本年の人事院勧告を踏まえて作成され、示された。

2 職員給与の改定等

(1) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

ア 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、地域の国家公務員の給与水準を考慮するとともに、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、前記1の(3)のアのとおり職員の給与が民間給与を1,122円・0.30%下回っており、本府においては、国家公務員の給与制度との均衡を図るため、

人事院勧告で示された俸給表等の構造及び改定内容を踏まえ、府内の民間給与との公民較差について、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 給料表について、人材確保の観点等も踏まえ、若年層について、引き上げる改定を行う。これにより職員給与は、給料表の改定により平均1,043円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均77円の増額となる。
- (イ) この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施するものとする。

イ 特別給

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、次のとおり改定措置を講じる必要がある。

- (ア) 支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とする。
- (イ) 支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するために勤勉手当に配分することとし、6月期及び12月期における勤勉手当が均等になるよう配分する。
- (ウ) この改定は、本年6月に遡及して実施する。
- (エ) 指定職給料表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数の引上げを行う。再任用職員については、一般職員と比べて支給月数が少なく、より精確に支給割合の増減を反映させるため、改定単位を見直すこととする。

(2) 給与制度に係る諸課題

ア 高齢層職員の給与制度等

高齢層職員の給与制度を取り巻く状況については、職員の定年等に関する条例等が改正され、令和5年4月1日以降、高齢層職員のうち60歳を超える職員について、定年が令和13年度に向けて段階的に65歳まで引き上げられることになっており、給与水準については、当分の間の措置として、定年前の7割に設定されたところである。

また、これと並行して、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制や、定年引上げが完成するまでの経過期間において、現行再任用制度が廃止され、これと同様の仕組みで任用することができる暫定再任用制度が導入されることに

なっており、今回の定年引上げが完成するまでの間、多様な任用形態の60歳以降の職員が同じ職場で働くことが想定される場所である。

また、高齢層職員のうち、55歳を超える職員については、給与条例が改正され、定年を引き上げた場合の60歳を超える職員との昇給制度との一体性・連続性を図る観点から、給与水準の上昇をより抑制する昇給制度に令和5年度から見直しが行われる場所である。

このように、50歳台後半から60歳を超える高齢層職員については、給与を含めた新たな勤務条件・制度への移行期に差しかかる中、今後の在職期間の長期化も見据え、それぞれの高齢層職員がモチベーションを持って職務に従事することができるよう、本府の実情等を十分に踏まえた給与制度をはじめとする勤務条件の整備を図っていくことが必要である。

なお、国において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に向けた検討が進められることになっており、その中で、65歳までの定年引上げを見据えた60歳前の各職員層及び60歳を超える職員の給与水準(給与カーブ)や定年前再任用短時間勤務職員等を取り巻く状況を踏まえた給与等についても検討されることになっていることから、本委員会でも、任命権者と連携して必要な対応を行うこととしている。

イ 諸手当等

諸手当等については、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、民間事業所や国、他府県の動向等を調査・研究するとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、不断に点検・検証を進め、今後とも適切に対応していく必要がある。

なお、昨年の本委員会の報告において、テレワークについて、その活用を推進し、WITHコロナ・POSTコロナ社会における一つの勤務形態として定着させる必要があるとともに、国や他府県における検討状況等を注視していくことが重要であると言及したところであるが、本年の人事院の報告において、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていくこととされたところであり、その検討状況を注視していく必要がある。

II 職員の人事制度及び勤務環境に関する報告

1 職員の人事制度及び勤務環境に関する基本的な考え方

本府は現在、急速に進む少子高齢化、新型コロナなど感染症の拡大や、激甚化・頻発化する自然災害など、過去に経験したことのない困難な行政課題に直面している。

こうした行政課題に的確に対応するとともに、府民生活の安心・安全を守り、あたたかい京都づくりを進めていくためには、様々な状況に機動的に対応できる組織を確立していくことが必要である。そのため、多様な有為の人材を確保し、計画的に育成するとともに、それぞれが能力を十分に発揮して活躍することができる勤務環境の整備が必要であり、あらゆる人事政策を活用し、各任命権者と本委員会が連携して、取組を進めていくことが求められるところである。

近年、職員の採用においては、少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少の中で、民間企業や国・他府県との競合により、受験者数が伸び悩んでいる状況にある。

その一方で、定年退職者に加え、中途退職者も見込まれる中で、採用必要数は増加傾向にあり、一部の技術職種や教職員などでは、必要数を確保することが困難となっており、このままの状況が続けば、組織運営への影響が懸念される所である。

こうした中、国家公務員に関して、本年の人事院報告では、民間企業等との厳しい競合のもと、公務に優秀な人材を確保することを最重要課題の一つとして、受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるための様々な取組について言及している。

今後とも、京都府組織を将来にわたって支える人材を適時・適切に確保していくためには、公務の魅力を高め、果たしている役割などをこれまで以上に強気に発信し、より多くの人材が本府の受験を選択するような採用試験制度への見直しが不可欠である。

また、採用後においても、計画的・効果的な育成の取組が重要である。複雑・高度化し、専門性の高い行政課題に的確に対応するためには、高度な能力及び豊かな経験を持つ高齢層職員をはじめ、若手職員に至るまで、すべての職員がモチベーションを保持し、積極的に業務を推進できるよう、職員の能力向上に努めていくことが求められている。

さらに、職員の能力発揮と活躍に向けては、人材の育成や効果的な業務管理の推進を目指して制度化された人事評価制度を適切に運用するとともに、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進など、職員がそれぞれの事情に応じた働き方が可能となるように制度を整備することにより、意欲・能力を十分発揮

し、良質な府民サービスを提供できる柔軟な執行体制を構築する必要があり、これまで以上に勤務環境の向上に取り組むことが重要になっている。

その中でも、長時間労働の是正は、関係法令等で求められていることに加え、職員の健康の保持増進や人材の確保・定着の観点からも極めて重要な課題である。

時間外勤務の縮減に向けては、所属長による職員の業務内容や進捗状況の把握、時間外勤務制度の正しい理解と遵守の徹底、客観的な手法による適切な時間管理、業務の縮減・効率化、必要な人員体制の構築、さらには、効果的な勤務時間制度の整備などを総合的に実施していくことが必要である。

また、新型コロナ対策については、その対応が長期化する中、担当部局や各保健所等への応援体制の構築や外部人材の活用等、全庁を挙げて対応に当たっているが、今後とも、新型コロナ対応に限らず、行政が担うべき役割を果たし、安定した府民サービスを継続して提供していくための執行体制や業務の進め方を確立していく必要がある。

そのため、その時々での業務の状況に応じた柔軟で効果的な執行体制の構築や、すべての職員が働きやすい勤務時間や休暇制度の整備、テレワークなど多様な働き方の設定などの勤務環境づくりが求められている。

本委員会では、任命権者と連携しながら、こうした課題等を踏まえた人事制度や意欲・能力を十分に発揮できる働きやすい勤務環境の整備に向けて、人事行政の専門的・中立的機関として、全力でその責務を適切に果たしていくこととしている。具体的な方向性は、2以下のとおりである。

2 職員の人事制度

(1) 人材の確保・定着

ア 採用試験制度の見直し

それぞれの公務分野において、業務量に応じた職員を確保することは、執行体制を構築する上での大前提であり、本委員会では、任命権者と連携してこれまでから採用試験の実施方法や実施時期、受験資格等を見直しを行ってきたところである。

この間、教養試験に代えて、民間で利用されている能力試験を導入するなど、特別な公務員試験対策が不要な試験の実施をはじめ、受験可能年齢や受験可能機会の拡大、受験しやすい試験日程の設定などを行ってきた。また、本年は新たに学校事務で勤務地域を限定した採用試験を実施しているところである。

一方、本年の人事院報告では、受験者の利便性を向上し、申込者数を増

加させるため、春に実施している総合職試験の実施時期の前倒し、総合職大卒程度試験（教養区分）の受験可能年齢引下げ、合格有効期間の延伸等、受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定するとしている。

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設等について検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定するとしている。

本府においても、民間企業や国家公務員の採用活動の早期化に対応することが必要であり、本委員会では、一類採用試験を可能な限り、これまでよりも早期に実施できるよう、現在、総合土木で行っている先行実施枠での試験について、職種を拡大し、令和5年度の実施に向けて準備を進めることとしている。

また、人事院が検討している一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げを踏まえ、本府の一類採用試験での実施の可能性について、研究を進めることとしている。

イ 障害者を対象とした採用試験の実施

障害者雇用の推進は、すべての人が能力を発揮できる社会づくりに大きく寄与するものであり、本府においては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえて、率先して取組を行う必要がある。

本委員会においては、各任命権者に対して、障害のある職員に対する可能な限りの合理的配慮、障害の特性に応じた勤務条件や職場環境の整備に努めるなどの対応を求めるとともに、障害者を対象とした採用試験の継続実施を検討していくこととしている。

ウ 就職氷河期世代を対象とした採用試験の実施

いわゆる就職氷河期世代を対象とした採用試験については、本府においても国の方針も踏まえて実施してきたところである。

令和5年度から2年間を就職氷河期世代支援の第二ステージと位置付け、政府として就職氷河期世代支援に取り組むとの方針が示されたところであり、本年度も採用試験の実施について、対象者や試験方法なども含めて、検討を進める必要がある。

エ 任用制度の適正な運用

本府では、任期の定めのない一般職員に加え、業務の必要性に応じて、任期付職員や臨時的任用職員、会計年度任用職員などが業務に従事している。

職員は、その任用形態ごとに定められた制度に基づき採用されている。臨時的任用職員においては、令和2年4月の地方公務員法の改正により、常勤職員に欠員が生じた場合において、緊急のとき等に任用を行う例外的な制度とされているところである。各任命権者においては、改正された制度の趣旨を十分理解し、適正な運用に留意する必要がある。

オ 人材確保対策の実施

多様な有為の人材を確保するためには、こうした採用試験制度の見直しとともに、効果的な人材確保対策に取り組むことが重要である。

そのため、本委員会と任命権者が連携して採用試験の受験対象者への情報提供に止まらず、進路選択前の者に対しても、京都府の職場や業務、働く魅力や、やりがいなどを紹介し、具体的な活躍イメージを持ってもらい、京都府職員として働きたいという意欲の喚起に向けて、受験勧奨の活動を強化してきたところである。

今後とも、社会一般の情勢と調和を図りつつ、職員の退職者数の推移や年齢構成、定年の引上げ等を踏まえて、長期的な視点に立って計画的に総合的な人材確保対策に取り組むとともに、採用候補者名簿に登載された後の採用辞退や若年層職員の離職の防止等、人材の確保・定着対策をそれぞれの立場で引き続き講じる必要がある。

特に、総合土木については、公民ともに人材不足が著しい中、本府においても確保に苦慮しているところであり、受験生の掘り起こしのため、さらに取組を拡大する必要がある。

また、高校生などが受験する二類等採用試験においても、一類採用試験と同様に受験者数が伸び悩んでいるところであり、府内の高校等への定期的な訪問や情報提供などの受験勧奨を行う必要がある。

なお、教員の採用においても、近年、受験者数の減少に伴う採用倍率の低下傾向が続いているが、教員の確保は教職員の勤務環境に大きな影響を及ぼす課題である。本委員会は、任命権者である教育委員会に対し、教員養成大学・学部への引き続き働きかけや、その他の大学・学部における、教職課程の履修と教職志願につながる取組の検討などの確保対策に積極的に取り組むことを望むものであり、必要に応じ、教育委員会との意見交換

を進めることとする。

カ 職員の育成・活躍

採用後においては、計画的、効果的に職員の育成に取り組み、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮して活躍することが求められる。

任命権者においては、この間、地方公務員法に基づく人事評価の適切な運用、各任命権者において作成された人材育成に係る指針や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画等に基づいた資質・能力の向上などに積極的に取り組んでいるところである。

一方、退職者の増加による職員の年齢構成の変化や、定年引上げに伴う在職期間の長期化、また、テレワークの実施などの勤務時間制度の変化、さらには、勤務時間管理の適正化や、ハラスメント防止対策の義務化など職員を取り巻く勤務環境は変わってきている。

職員の育成においては、こうした勤務環境の変化にも留意し、役職に応じた取組が必要であり、若手職員の早期育成、高齢層職員の能力発揮、また、職員自身のキャリア形成とも連携した効果的で適切な手段による研修等を通じ、これまで以上に、公務に対する矜持を持ち、府民ニーズに柔軟・的確に対応できる高い専門性と連携意識、強い使命感を持って、意欲的に課題に挑戦する職員を計画的に育成していくことが必要である。

また、管理監督職員については、複雑・高度化する行政課題に対して率先して取り組むリーダーシップや、職場運営に係るマネジメント能力の向上が必要となっており、任命権者には、これまで以上に積極的な対応が求められるところである。

(2) 公務員倫理の徹底

府政運営の方向として、府民をはじめ様々な主体との連携・協働が目指されている中、これまで以上に府民に信頼される府政の確立が求められるところである。

職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守はもとより、公務員としての高い職業倫理が求められているが、昨年度は、前年度減少した懲戒処分の件数が再び増加したところである。

こうした事案の発生により、府職員、ひいては府政全体に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じることのないよう、職員一人ひとりが、法令遵守はもちろん、公務員としての自覚と責任を再認識し、強い使命感を持って職務を遂行するとともに、職務上・職務外を問わず高い倫理感とコンプライ

アンス意識を持って自らを律するよう、それぞれの職員の公務員倫理を高める取組を継続して進める必要がある。

また、職員がより適正に職務を行うことができるよう、任命権者においては、内部統制制度の運用をはじめ、組織的な相互牽制機能を高めることが重要である。

所属長は、日頃から職員の勤務状況や勤務態度を把握し、適宜指導・助言を行うとともに、本委員会が行う事業場調査の結果なども踏まえ、職員相互が円滑に意思疎通のできる風通しの良い職場環境づくりに取り組み、早い段階でリスクに気付き、不祥事につながらないように努める必要がある。

(3) 健康管理の推進

職員がその能力を十分に発揮し、行政サービスを一層向上させるとともに、職業生活及び家庭生活を充実させるためにも、職員の健康管理は極めて基本的な重要課題である。

本府においては、これまでから、職員の健康状態の把握や生活習慣病等の予防、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取組等を進めているが、病気休職者数及び30日以上 of 病気休暇取得者数は、全任命権者において概ね横ばいで推移しており、今後さらに、産業医との連携を強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、精密検査の受診促進による早期対応や特定健康診査制度などを活用した長期的・予防的な観点からの健康増進を図っていく必要がある。とりわけ、全病気休職者に占めるメンタルヘルス不調に係る休職者は、7割を超えて推移している状況にあり、メンタルヘルス対策については、予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面における対策に、さらに積極的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応に従事する職員については、先行きが不透明な中で長期にわたって業務に当たっていること等から、心身ともに大きな負担がかかっており、当該職員の心身の健康を守っていくための対応が、より一層、求められる。

所属長は、職員の健康管理の責任者として、日頃から職員の勤務状況や健康状態を把握し、産業医等との連携を行うほか、衛生委員会を積極的に活用しながら、職員が健康な状態で勤務できるよう対策を講じる必要がある。特に、メンタルヘルス対策については、不調を未然に防止するため、ストレス調査の集団解析結果に基づき、職場のストレス要因を検証し、職場改善に積極的に取り組むとともに、日常的に職員と接する中でその言動等に現れる変化を早期に発見し、職員に専門医の受診を促すなどの適切な措置を講じるこ

とが重要である。

病気休務から職場に復帰する職員については、専門医、家族等と緊密に連携し、職員の個々の状況に配慮したフォローアップを適宜・適切に継続していくことにより、再発の防止に努めることが必要である。

さらに、職員自らが心身の健康づくりに努めることや、全職員が一体となって安心して働ける職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

(4) 会計年度任用職員の勤務条件の整備

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に柔軟かつ的確に対応するため、本府においても、様々な形態の会計年度任用職員が任用されており、多方面で公務の円滑な推進に寄与してきている。

令和2年4月に施行された地方公務員法の改正によって、当該職員は一般職に属する地方公務員として同法上の各種規定が適用されることとなり、併せて、給与条例等の改正が行われ、本委員会においては、任用や勤務条件の基準に関する規則を整備・改正したところである。

これらを踏まえて、任命権者において、それぞれの職務内容や勤務時間に応じた勤務条件が設定され、期末手当の支給をはじめ、勤務条件の改善と適正な任用の確保が図られたところであり、本年も、不妊治療休暇の拡充、配偶者出産休暇等の新設等とともに、育児休業等の取得要件の緩和や共済組合への加入による福利厚生面での処遇の均等化等が図られたところである。

本委員会は長年にわたり、非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であると報告で言及してきたところであるが、会計年度任用職員は、情勢適応の原則、均衡の原則のもと勤務条件が決定される一般職に属する職員であることから、常勤の一般職員との均衡も踏まえた処遇が求められるところである。本委員会としては、こうした観点からも勤務条件について調査・研究を行い、必要な取組を報告・勧告することとしている。

本年は、会計年度任用職員制度の導入後、本委員会として初めて一般職員の月例給及び特別給の増額改定を勧告するものとなることを踏まえ、また、必要な人材の確保の観点からも、任命権者においては、総体として会計年度任用職員の適切な勤務条件が確保されるよう引き続き取り組むとともに、今後の国の制度改正の動向を注視し、関係法令等を踏まえた適正な制度運用を行う必要がある。

3 職員の勤務環境

(1) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる勤務環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに職員の健康の保持増進、さらに、多様な有為の人材の確保にも資する極めて重要な課題である。

時間外勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。そのため、時間外勤務の縮減に当たっては、所属長が職員の業務の内容や進捗状況を正しく把握していることが重要であり、職員間の勤務時間の平準化や上限規制を遵守する上でも基本となるものである。

本府においては、いわゆる三六協定の締結義務のない一般官公署では、人事委員会規則において時間外勤務を命じることができる時間を、原則、1箇月45時間以内、1年360時間以内、他律的業務の比重が高い部署については1箇月100時間未満、1年720時間以内等と規定しているところである。

この職員の時間外勤務時間は客観的な記録を基礎として適正に把握する必要がある、把握された勤務時間に対する時間外勤務手当は、適時・適切に支給されなければならないものである。

本府の昨年度の職員1人当たりの時間外勤務時間数は、引き続き新型コロナへの対応による業務量の増加や、新型コロナにより停止していた事業を再開させたこと等に伴い、全体としては昨年度よりも増加した。

また、昨年度の事業場調査においては、時間外勤務の事前命令・修正命令が徹底されていない事例、人事委員会規則で定める上限規制を超えている事例、業務が特定の職員に偏っている事例が見受けられたところである。

こうした状況を踏まえ、任命権者においては、勤務時間に係る労働法制等の遵守や「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿って、客観的な記録を基礎とした適切な勤務時間管理を所属長に適時指示する必要がある。また、三六協定を締結している事業場においては、協定更新に合わせ、時間外勤務に関する課題等について、協議を行う必要がある。本委員会としても、事業場調査等において、関係法令等に定められた対応の実施を引き続き指導していくとともに、今後、調査結果を本委員会のホームページで公表して、各事業場が勤務時間管理の重要性への意識を向上させ、適正な管理を推進するための啓発を行うこととする。

任命権者においては、引き続き情報通信技術の活用等を通じた事務事業の効率化を図るとともに、業務内容や業務量など各職場の実態に応じた人員配置を行うため必要な人員を随時・的確に確保し、全庁的に時間外勤務の縮減

につなげる必要があり、本委員会としても、任命権者と連携して必要とする人材の確保に向けて取組を進めていく。

昨年度、年間360時間以上の時間外勤務を行った職員については、全任命権者で増加しているところであり、長時間勤務は心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすこともあることから、所属長は、産業医等による面接指導を職員に受けさせるなど関係法令の趣旨を踏まえた措置を講じなければならない。また、週休日や休日に長時間の勤務を命じる場合は、週休日の振替等や代休日の指定を行い、職員が勤務することを要しない休日等を確保する必要がある。

年次休暇や夏季の特別休暇の計画的取得、連続取得の促進についても総実勤務時間の短縮に有効である。昨年度、年次休暇の取得日数が5日未満であった職員数は、全任命権者で減少するなど休暇取得促進の取組の成果も見られるところであるが、所属長は、年次有給休暇5日の取得を義務付けた民間労働法制的趣旨を踏まえ、年次休暇等の計画的取得や取得促進、取得しやすい職場環境の整備、働き方に関する職員への意識啓発等、総実勤務時間の短縮に向けて、引き続き取り組む必要がある。なお、これら長時間勤務の抑制や年次休暇等の取得の取組は、管理職員についても同様に重要である。

(2) 教育職員の適切な勤務時間の確保

教育職員を取り巻く環境は、社会情勢に応じて、年々変化しているが、その中で、職務と勤務態様の特殊性を踏まえつつ、適切な勤務時間を確保するためには、適正な時間管理や業務の見直し、代替教員等必要な人員を配置するための教員の確保などが重要な課題となっている。

教育職員の勤務時間管理については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）に基づく在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間）による適切な管理が求められているところである。

これを受け、本府教育委員会では、「府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づき、ICカードによる出退勤時刻記録を基礎とした在校等時間の把握を行うとともに、段階的に在校等時間の縮減を図るための取組が進められてきており、昨年度は、全体で平成29年度比で16.3%の減少となるなど、一定の成果が見られるところであるが、設定された目標には達していないため、働き方改革をより一層推進するとともに、保護者や地域等関係者の理解を得ながら、部活動指導の適正化など学校現場における具体的な業務改善の取組を着実に実行していく必要がある。

また、公立中学校等の運動部活動については、現在地域移行に向けた検討が国において進められており、本年6月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」が出され、その中で改革の方向性としてまずは休日の運動部活動から段階的に地域移行していくこととされたところである。教育職員の部活動による負担の軽減の観点から、その内容について注視し、本府における対応を検討していく必要がある。

なお、給特法の改正により、学校を設置している地方公共団体が1年単位の変形労働時間制の導入を選択できるようになったところである。

本府においてこの制度の導入するためには、まず条件整備を行う必要があるが、制度の趣旨に沿って勤務日数や勤務時間が適切に設定できるか等の課題を精査した上で、市町教育委員会等や校長をはじめ教育職員の意見を十分踏まえ、対応を検討することが求められる。

(3) 仕事と家庭の両立

性別にかかわらず仕事と育児・介護等が両立できる勤務環境を整えることは、安心して働き続ける上で極めて重要な課題であり、多様な有為の人材の確保・定着にもつながるものであることから、仕事と育児・介護等との両立支援の重要性は、ますます高まっている。

「子育て環境日本一」を目指す本府においては、国家公務員の育児休業の取得回数制限の緩和等のため育児休業等に関する法律が改正されたことなどを踏まえ、職員の育児休業等に関する条例の改正を行うとともに、不妊治療休暇の拡充や育児休業の取得の柔軟化等の制度整備も行われたところである。

男性の育児参画の指標となる男性職員の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、女性職員の育児休業取得率と比べれば、なお較差が存在している。

こうした制度が実際に活用され、職員の仕事と家庭の両立につながる効果的な制度となるよう、男性職員の育児休業については、男性職員自身が主体的に育児を担うために活用される制度であるという職員意識の定着を進める必要がある。

所属長は、仕事と育児・介護等との両立支援の重要性や両立支援制度の内容を十分に理解し、代替職員の配置や業務体制の再構築などに努めるとともに、周囲の職員には、両立支援の実効性を高められるよう当該職員の立場を理解し協力することが求められているという意識醸成を進めるなど、職場全体としてのサポート体制を構築し、職員が制度を利用して安心して働ける職場環境づくりを推進する必要がある。

(4) テレワーク等の推進

テレワークは、多様で柔軟な働き方を推進するために効果的なものであり、仕事と家庭の両立や出勤困難時の業務継続にも活用されている。本府においては、新型コロナへの対応として令和2年から引き続いて職場出勤者の削減や業務継続のための執行体制確保の面から対象者を拡大して実施しているところである。今後も新型コロナへの対応が継続すると見込まれており、また、「働き方の新しいスタイル」の中でも在宅勤務等の勤務形態が推奨されているだけでなく、柔軟な働き方の一つとしても、テレワークの活用を推進し、新型コロナ後の社会における一つの勤務形態として定着させる必要がある。

現在、国においてテレワーク以外にも、フレックスタイム制、勤務間インターバルといった柔軟な働き方に対応するための勤務時間制度等について研究が行われており、本年7月には、先行して、フレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を早期に実施すべきとの中間報告が取りまとめられたところである。

これらの柔軟な勤務時間制度は、職員のワーク・ライフ・バランスの充実や、時間外勤務の縮減等に資すると考えられる一方、府民サービス提供体制の確保や適切な業務マネジメントの充実が不可欠となることから、本府において本格的な導入を検討するに当たっては、職場の実情も踏まえつつ慎重に対応する必要がある。

(5) 適正な勤務環境の確立

職員が実際に働く職場の勤務環境を整えることは、安全衛生面での職員の安全を確保する上での基本であり、施設や作業の再点検など関係者間で共有できる労働災害の再発防止に実効ある取組としても重要である。

職場には、原則として、労働安全衛生法等が適用されており、化学物質のリスクアセスメントや事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等に適切に対応するとともに、衛生委員会を効果的に活用し、安全衛生の取組について職員に周知するなど、安全で健康的な職場の整備に努める必要がある。

これに加え、衛生設備の改修やバリアフリー化等、職場の勤務環境の整備は、来庁する府民へのサービスや接遇の向上にもつながることから、計画的な対応に努める必要がある。

新型コロナ対応で患者等に接する業務を行う職員の感染リスクについて引き続き十分考慮し、感染防止に努める必要がある。

健康増進法に基づき、学校・病院等や行政機関は、原則として敷地内は禁

煙とされている。府立学校、府立病院での全面禁煙が実現されている一方、本庁敷地内においては、法令の規定に則った受動喫煙対策を実施した上で、喫煙場所が設置されている状況にある。任命権者においては、法令に適合した施設管理や施設利用者への周知等を図るとともに、職員の禁煙に向けた支援等、引き続き適切な受動喫煙対策の徹底に取り組む必要がある。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする上司や同僚等による不適切な言動等は、職員の人格や尊厳を不当に傷つけ、仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルス不調の一因となるだけでなく、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になる重大な問題である。

知事部局等においては、これまでから、その防止や発生した場合に適切に対応できるよう努めてきたところであるが、本委員会の相談では、パワー・ハラスメントをはじめ、ハラスメントに関する職員からの相談は、なお多数を占めているところである。

また、性的指向や性自認に関する正しい理解や妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止等の取組も重要であり、職員の意識啓発等の対策を引き続き積極的に進めるとともに、特に管理監督職員については、「ハラスメントを発生させない、見逃さない」という強い意識を持って職場運営に当たるよう、取組をより一層進める必要がある。

本委員会では、「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を開催するなど、所属長等の意識の醸成を図ってきたところであるが、任命権者においては、所属長をはじめ管理監督職員に対し、所属職員への適切な対応について改めて注意喚起を行うとともに、ハラスメント防止に向けた取組を指導し、問題事案の未然防止と、万一、事案が発生した場合でも安心して相談できる窓口づくりや円滑な解決を図る体制づくりに努める必要がある。

本委員会においても、相談窓口職員のスキルアップに努めるなど、引き続き苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、相談機関としての機能の向上を図るものとする。

Ⅲ 給与勧告実施の要請等

本報告の冒頭に示したとおり、職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

新型コロナへの対応が長期にわたり続く中、職員は府民の命と健康、生活を守るため、行政の各分野において真摯に職務に精励しているところである。

このような状況の中で、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みを通じて適正な給与を支給することは、府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

については、こうした本制度の意義、役割と今日の給与を取り巻く環境について、深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が行われているが、この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望むものである。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

ア イ及びウ以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員（令和5年6月期以降は定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、それぞれ0.4875月分）とすること。

イ 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5875月分）とすること。

ウ 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、第1の1の(2)及び2の(2)については令和4年6月1日から実施すること。

別表第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用以外の職員	1	152,000	201,000	237,300	269,300	294,400	323,200	367,500	413,200	464,200	528,300
	2	153,100	202,900	238,900	271,100	296,600	325,400	370,100	415,700	467,300	531,200
	3	154,300	204,700	240,400	272,600	298,700	327,800	372,500	418,200	470,300	534,300
	4	155,500	206,500	242,000	274,400	300,700	330,000	375,200	420,600	473,400	537,500
	5	156,600	208,000	243,300	276,100	302,600	332,200	377,100	422,500	476,400	540,600
	6	157,700	209,800	245,000	278,000	304,600	334,200	379,600	424,900	479,500	542,900
	7	158,800	211,700	246,500	279,800	306,400	336,500	381,900	427,000	482,500	545,500
	8	159,900	213,500	248,000	281,800	308,000	338,700	384,500	429,200	485,600	547,900
	9	160,900	215,100	249,100	283,700	309,900	340,600	386,900	431,300	488,400	550,300
	10	162,300	216,900	250,600	285,700	312,300	342,900	389,600	433,400	491,500	552,200
	11	163,700	218,800	252,100	287,700	314,500	344,900	392,300	435,500	494,500	554,000
	12	165,000	220,600	253,400	289,600	316,800	347,100	395,000	437,600	497,700	555,900
	13	166,200	222,000	254,900	291,500	319,000	348,900	397,400	439,400	500,400	557,600
	14	167,700	223,800	256,200	293,300	321,100	351,000	399,800	441,200	502,700	559,000
	15	169,200	225,500	257,500	294,900	323,300	353,000	402,000	443,200	505,100	560,400
	16	170,800	227,300	258,700	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200	507,400	561,500
	17	171,900	229,000	260,000	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200	509,500	562,800
	18	173,400	230,700	261,400	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000	510,900	563,800
	19	174,800	232,300	262,900	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800	512,500	564,700
	20	176,200	233,800	264,400	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500	513,900	565,600
	21	177,500	235,100	266,000	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300	515,100	566,500
	22	180,000	236,800	267,700	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900	516,500	
	23	182,600	238,400	269,300	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300	518,000	
	24	185,100	239,900	270,900	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800	519,500	
	25	187,600	240,900	272,800	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200	520,700	
	26	189,300	242,400	274,600	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500	521,800	
	27	190,900	243,700	276,300	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800	523,000	
	28	192,600	244,900	278,000	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100	524,200	
	29	194,200	246,100	279,700	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100	525,200	
	30	195,900	247,200	281,400	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800	526,100	
	31	197,700	248,200	283,200	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600	527,000	
	32	199,400	249,200	284,700	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300	528,000	
	33	201,000	250,300	285,900	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000	528,800	
	34	202,500	251,200	287,700	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800	529,700	
	35	204,000	252,100	289,300	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500	530,400	
	36	205,500	253,100	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100	530,900	
	37	206,800	254,000	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600	531,600	
	38	208,100	255,400	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300	532,200	
	39	209,300	256,600	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900	533,000	
	40	210,700	257,900	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500	533,600	
	41	212,000	259,300	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000	534,100	
	42	213,300	260,700	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500		
	43	214,600	261,900	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900		
	44	215,900	263,100	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200		
	45	217,000	264,200	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500		
	46	218,300	265,400	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500			
	47	219,600	266,700	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900			
	48	220,900	267,800	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600			
	49	222,000	268,900	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100			
	50	223,100	270,000	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500			
	51	224,100	271,200	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900			
	52	225,100	272,300	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400			

53	226,100	273,300	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800
54	227,000	274,300	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200
55	227,900	275,400	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600
56	228,800	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900
57	229,100	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200
58	229,900	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600
59	230,700	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900
60	231,400	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200
61	232,100	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500
62	232,900	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	
63	233,600	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	
64	234,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	
65	234,800	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	
66	235,400	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	
67	236,000	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	
68	236,800	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	
69	237,500	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	
70	238,100	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	
71	238,600	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	
72	239,300	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	
73	240,000	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	
74	240,600	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	
75	241,200	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	
76	241,700	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	
77	242,300	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	
78	243,000	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600	
79	243,700	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900	
80	244,200	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100	
81	244,700	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300	
82	245,300	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600	
83	246,000	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000	
84	246,500	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200	
85	247,000	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400	
86	247,600	296,100	343,800	383,000	396,200		
87	248,200	296,400	344,300	383,400	396,500		
88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700		
89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900		
90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200		
91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500		
92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700		
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900		
94		298,600	346,900	386,300			
95		298,900	347,400	386,700			
96		299,300	347,800	387,100			
97		299,500	348,000	387,400			
98		299,800	348,400	387,900			
99		300,200	348,800	388,300			
100		300,600	349,100	388,700			
101		300,800	349,400	389,000			
102		301,100	349,800				
103		301,500	350,200				
104		301,800	350,700				
105		302,000	351,200				
106		302,400	351,600				
107		302,800	352,000				
108		303,100	352,400				
109		303,300	352,900				
110		303,700	353,300				
111		304,100	353,600				
112		304,400	353,900				

	113		304,600	354,400							
	114		304,800								
	115		305,100								
	116		305,500								
	117		305,700								
	118		305,900								
	119		306,200								
	120		306,500								
	121		306,900								
	122		307,100								
	123		307,400								
	124		307,700								
	125		308,000								
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800	446,500	527,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 員 外 職	1	176,700	192,600	217,800	258,100	300,000	325,300	352,000	386,700	428,100
	2	178,400	194,300	219,900	260,000	301,800	327,500	354,200	388,900	429,900
	3	180,300	196,200	221,900	261,800	303,700	329,700	356,500	390,900	431,900
	4	182,000	198,000	223,900	263,600	305,700	331,700	358,800	393,000	433,800
	5	183,400	199,800	225,900	265,300	307,400	333,800	360,800	394,700	435,200
	6	185,300	201,900	227,800	267,100	309,300	335,700	362,900	396,700	436,900
	7	187,100	204,100	229,800	268,800	311,400	337,400	365,100	398,500	438,500
	8	189,100	206,400	231,700	270,500	313,500	339,000	367,400	400,400	440,100
	9	190,700	208,400	233,800	271,600	315,300	340,700	369,100	402,100	441,700
	10	192,400	210,700	235,700	273,100	317,500	343,100	371,300	404,100	443,400
	11	194,100	213,200	237,500	274,400	319,600	345,300	373,300	406,100	445,000
	12	195,800	215,600	239,300	275,600	321,700	347,600	375,600	408,300	446,600
	13	197,600	217,600	241,100	276,900	323,700	349,600	377,400	410,000	447,800
	14	199,600	219,500	243,100	278,300	325,600	351,800	379,500	412,100	449,400
	15	201,600	221,300	245,000	279,300	327,300	354,000	381,500	414,100	451,200
	16	203,700	223,100	246,900	280,500	328,900	356,100	383,700	416,300	453,000
	17	205,800	225,000	248,400	281,200	330,600	358,100	385,300	418,000	454,600
	18	207,900	226,700	250,200	282,600	332,900	360,200	387,300	419,700	456,500
	19	210,200	228,700	252,100	283,900	335,100	362,200	389,200	421,400	458,300
	20	212,500	230,500	253,900	285,200	337,400	364,300	391,300	423,100	460,000
	21	214,700	232,200	255,500	286,500	339,300	366,000	393,000	424,800	461,600
	22	216,500	234,000	256,800	287,600	341,300	368,100	395,100	426,400	463,400
	23	218,200	235,900	258,000	288,900	343,500	369,900	397,200	427,800	465,000
	24	220,100	237,700	259,300	290,100	345,500	372,000	399,300	429,300	466,800
	25	222,000	239,300	260,500	291,100	347,400	373,700	401,000	430,600	468,300
	26	223,700	241,000	261,700	292,700	349,500	375,800	403,000	432,100	469,700
	27	225,500	242,700	263,000	294,500	351,500	377,800	405,100	433,600	471,300
	28	227,300	244,400	264,200	296,100	353,500	379,800	407,300	435,200	472,600
	29	229,200	245,600	265,100	298,000	355,300	381,600	408,800	436,500	473,800
	30	231,000	247,400	266,100	299,900	357,400	383,800	410,600	438,200	474,500
	31	232,800	249,200	267,300	301,700	359,300	385,900	412,300	440,000	475,200
	32	234,600	251,100	268,300	303,500	361,400	387,900	414,000	441,600	475,900
	33	236,300	252,500	268,800	305,100	362,800	389,800	415,800	443,000	476,400
	34	238,000	254,000	270,000	306,800	364,800	392,000	417,300	444,700	477,200
	35	239,700	255,300	271,100	308,600	366,800	394,100	418,900	446,400	477,900
	36	241,400	256,700	272,100	310,300	368,900	396,000	420,400	448,100	478,500
	37	242,600	257,900	272,900	312,100	370,800	397,700	421,700	449,500	478,800
	38	244,500	259,200	273,800	313,700	372,900	399,300	423,300	450,200	479,500
	39	246,300	260,400	274,800	315,500	375,000	400,600	424,800	450,900	480,000
	40	248,100	261,400	275,600	317,000	377,000	402,000	426,300	451,600	480,500
	41	249,500	262,500	276,600	318,500	379,000	403,200	427,800	452,000	481,000
	42	250,900	263,600	277,700	320,000	381,100	404,300	429,100	452,600	481,400
	43	252,200	264,600	278,800	321,700	383,300	405,300	430,400	453,300	481,800
	44	253,400	265,600	279,600	323,400	385,300	406,300	431,700	453,900	482,200
	45	254,600	266,200	280,700	325,100	387,000	407,600	432,700	454,700	482,500
	46	255,700	267,300	282,100	327,100	388,700	408,800	433,400	455,500	
	47	256,700	268,200	283,400	329,000	390,300	409,900	434,200	456,000	
	48	257,500	269,300	284,800	330,800	392,100	411,100	435,000	456,500	

49	258,200	270,100	286,600	332,200	393,500	412,400	435,500	457,000
50	259,100	271,200	288,300	333,800	394,500	413,200	435,900	457,300
51	260,200	272,200	289,800	335,300	395,500	414,000	436,300	457,600
52	261,200	273,100	291,200	337,000	396,500	414,700	436,600	458,000
53	261,700	274,100	292,600	338,500	397,800	415,300	436,900	458,400
54	262,900	274,800	294,200	340,200	399,000	416,000	437,300	458,600
55	263,800	275,800	295,900	341,800	400,100	416,700	437,600	458,900
56	264,900	276,700	297,400	343,700	401,300	417,300	437,900	459,100
57	265,800	277,700	298,800	344,600	402,600	418,000	438,200	459,500
58	266,600	279,200	300,400	346,300	403,400	418,400	438,500	459,700
59	267,400	280,500	302,200	347,900	404,200	419,000	438,800	459,900
60	268,200	281,900	303,800	349,500	404,900	419,600	439,200	460,100
61	269,000	283,400	305,200	351,200	405,400	420,000	439,500	460,500
62	269,600	285,000	306,800	352,900	406,100	420,600	439,800	
63	270,500	286,300	308,400	354,600	406,900	421,100	440,100	
64	271,100	287,900	309,900	356,300	407,600	421,600	440,400	
65	272,200	289,200	311,300	357,900	407,900	422,100	440,700	
66	273,400	290,400	313,000	359,600	408,600	422,700	441,000	
67	274,400	291,800	314,400	361,200	409,300	423,200	441,300	
68	275,300	293,000	316,100	362,800	409,900	423,700	441,600	
69	276,400	294,500	317,500	364,000	410,300	424,100	441,800	
70	277,800	296,000	319,000	365,400	410,800	424,400	442,100	
71	279,000	297,500	320,300	366,800	411,400	424,700	442,400	
72	280,400	298,800	321,800	368,200	411,900	425,000	442,700	
73	281,400	300,000	322,500	369,400	412,400	425,300	442,900	
74	282,600	301,300	324,100	370,600	412,800	425,600	443,200	
75	283,900	302,700	325,600	371,900	413,300	425,900	443,500	
76	284,900	304,000	327,400	373,200	413,800	426,200	443,800	
77	286,000	304,900	329,200	374,500	414,300	426,400	444,000	
78	287,300	306,400	330,900	375,800	414,800	426,700	444,300	
79	288,400	307,600	332,500	377,000	415,500	427,000	444,600	
80	289,100	309,100	334,100	378,200	416,000	427,300	444,900	
81	290,200	310,500	335,900	379,400	416,400	427,500	445,100	
82	291,300	311,900	337,600	380,600	417,000	427,800	445,400	
83	292,400	313,000	339,200	381,700	417,500	428,100	445,700	
84	293,500	314,400	340,900	383,000	417,700	428,300	446,000	
85	294,700	315,300	342,300	384,100	418,000	428,500	446,200	
86	295,900	316,800	343,900	384,700	418,500	428,800		
87	296,800	318,100	345,400	385,200	418,800	429,100		
88	298,000	319,700	346,900	385,800	419,100	429,300		
89	299,000	321,200	348,200	386,400	419,400	429,500		
90	300,200	322,700	349,400	387,000	419,800	429,800		
91	301,300	324,100	350,800	387,600	420,200	430,100		
92	302,600	325,600	352,100	388,200	420,600	430,300		
93	303,100	327,000	353,500	388,500	420,900	430,500		
94	304,400	328,300	355,000	389,000	421,300			
95	305,500	329,700	356,500	389,600	421,700			
96	306,800	331,000	358,000	390,100	422,100			
97	307,900	332,200	359,400	390,500	422,400			
98	309,100	333,500	360,600	391,000	422,800			
99	310,400	334,900	361,700	391,600	423,300			
100	311,600	336,200	362,900	392,100	423,700			
101	312,800	337,600	364,000	392,500	424,000			
102	313,800	338,500	365,100	393,000	424,400			
103	314,900	339,600	366,200	393,600	424,800			
104	315,900	340,800	367,500	394,100	425,200			

105	316,700	341,900	368,700	394,400	425,500					
106	317,300	343,100	369,200	394,800						
107	317,900	344,100	369,800	395,300						
108	318,700	345,200	370,400	395,600						
109	319,200	346,400	371,000	395,900						
110	319,700	347,400	371,500	396,400						
111	320,200	348,400	372,000	396,900						
112	320,800	349,300	372,500	397,400						
113	321,600	350,200	372,900	397,700						
114	322,300	351,200	373,300	398,200						
115	323,000	352,200	373,900	398,800						
116	323,700	353,200	374,400	399,300						
117	324,300	354,200	374,900	399,600						
118	325,100	354,700	375,400	400,100						
119	325,800	355,300	376,000	400,600						
120	326,700	355,900	376,500	401,100						
121	327,300	356,200	376,700	401,500						
122	327,600	356,600	377,200	402,000						
123	328,100	357,100	377,700	402,400						
124	328,600	357,500	378,100	402,900						
125	328,900	357,900	378,600	403,300						
126		358,300	379,100	403,800						
127		358,900	379,600	404,200						
128		359,300	380,100	404,700						
129		359,700	380,400	405,100						
130		360,100	380,900	405,600						
131		360,500	381,400	406,000						
132		360,900	381,900	406,500						
133		361,100	382,200	407,000						
134		361,600	382,800	407,500						
135		362,000	383,200	407,900						
136		362,300	383,600	408,400						
137		362,600	383,900	408,800						
138		363,000	384,400							
139		363,500	384,900							
140		364,000	385,400							
141		364,300	385,700							
142		364,800								
143		365,300								
144		365,800								
145		366,100								
再任用職員		244,500	256,400	260,500	292,200	308,900	323,200	347,100	382,600	414,600

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用員 以外 の員		円	円	円	円	円
	1	166,500	210,000	270,900	336,400	422,100
	2	168,000	211,800	273,300	338,600	424,000
	3	169,500	213,400	275,600	340,700	425,800
	4	171,000	215,100	277,800	342,700	427,500
	5	172,700	216,900	280,300	344,900	429,000
	6	174,600	218,500	282,600	346,700	430,500
	7	176,400	220,300	284,800	348,500	432,500
	8	178,200	221,900	287,000	350,100	434,400
	9	180,000	223,700	289,100	351,900	436,200
	10	182,100	225,600	291,400	354,000	438,000
	11	184,100	227,600	293,700	356,100	440,000
	12	186,000	229,500	295,800	358,200	441,800
	13	187,900	231,000	298,200	360,400	443,500
	14	190,100	233,000	300,100	362,400	445,400
	15	192,200	235,100	302,000	364,400	447,300
	16	194,300	237,100	303,800	366,400	449,200
	17	196,500	238,900	305,600	368,100	450,900
	18	198,900	241,600	307,900	370,000	452,700
	19	201,400	244,400	310,200	371,800	454,500
	20	203,700	247,100	312,600	373,800	456,400
	21	206,200	249,700	314,800	375,500	458,000
	22	207,800	252,600	317,200	377,400	459,700
	23	209,500	255,200	319,500	379,200	461,600
	24	211,300	257,900	322,100	381,100	463,400
	25	212,800	260,300	324,500	382,400	465,100
	26	214,300	262,700	326,800	384,300	466,700
	27	216,000	265,200	329,100	386,100	468,300
	28	217,600	267,400	331,200	388,000	469,800
	29	219,200	270,000	333,300	389,800	471,400
	30	220,900	272,300	335,000	391,800	472,700
	31	222,600	274,500	336,600	393,700	474,000
	32	224,300	276,600	338,200	395,700	475,300
	33	225,700	278,700	340,000	397,400	476,500
	34	227,500	280,900	342,100	399,200	477,200
	35	229,300	283,100	344,300	400,800	477,900
	36	231,100	285,000	346,300	402,600	478,600
	37	232,600	287,300	348,400	403,800	479,200
	38	234,400	289,100	350,600	405,300	480,000
	39	236,300	291,000	352,800	406,700	480,700
	40	238,100	292,800	354,900	408,200	481,400
	41	239,800	294,300	356,800	409,900	482,000
	42	241,500	296,400	359,000	411,300	482,700
	43	243,100	298,400	360,900	412,600	483,400
	44	244,700	300,600	363,000	414,100	484,100
	45	246,000	302,600	364,800	415,800	484,700
	46	247,300	305,100	366,900	417,100	485,400
	47	248,600	307,300	368,800	418,600	486,100
	48	249,700	309,900	370,800	420,200	486,800
	49	251,000	312,200	372,400	421,900	487,500
	50	252,400	314,600	374,200	423,400	
	51	253,600	316,900	376,200	425,000	
52	255,100	319,100	378,200	426,500		

53	256,200	321,300	380,000	428,200
54	257,400	323,100	381,800	429,700
55	258,700	324,700	383,700	431,400
56	259,700	326,400	385,400	433,000
57	261,000	328,300	386,900	434,500
58	261,700	330,400	388,500	436,000
59	262,800	332,500	390,200	437,200
60	263,900	334,600	392,000	438,400
61	265,000	336,700	393,200	439,700
62	265,900	338,800	394,600	441,000
63	267,000	341,000	396,000	442,300
64	267,800	343,300	397,300	443,500
65	269,100	345,000	398,800	444,700
66	270,600	347,200	400,000	445,900
67	272,000	349,200	401,400	447,200
68	273,600	351,500	402,800	448,400
69	274,900	353,300	404,100	449,600
70	276,200	355,200	405,400	450,800
71	277,500	357,200	406,900	452,000
72	278,800	359,300	408,200	453,200
73	279,900	360,900	409,500	454,300
74	281,100	362,800	410,900	454,900
75	282,400	364,600	412,300	455,500
76	283,400	366,600	413,600	456,000
77	284,300	368,400	414,800	456,500
78	285,300	370,100	416,100	457,100
79	286,400	371,800	417,400	457,600
80	287,400	373,400	418,800	458,100
81	288,500	375,000	420,100	458,600
82	289,700	376,500	421,300	459,200
83	290,900	378,000	422,300	459,700
84	292,100	379,400	423,600	460,200
85	293,100	380,500	424,800	460,700
86	294,300	381,900	426,000	461,300
87	295,300	383,400	427,200	461,800
88	296,500	384,700	428,200	462,300
89	297,600	386,000	429,300	462,800
90	298,700	387,300	430,300	
91	299,900	388,500	431,400	
92	301,100	389,800	432,400	
93	301,600	391,200	433,300	
94	302,700	392,300	434,100	
95	303,800	393,600	434,900	
96	305,000	394,800	435,700	
97	306,000	396,200	436,500	
98	307,100	397,200	436,900	
99	308,100	398,300	437,300	
100	309,200	399,400	437,700	
101	310,200	400,300	438,100	
102	311,300	401,300	438,400	
103	312,400	402,400	438,700	
104	313,400	403,500	439,100	
105	314,000	404,200	439,400	
106	314,900	405,100	439,700	
107	315,700	406,000	440,000	
108	316,500	407,000	440,200	
109	317,400	407,800	440,400	
110	317,800	408,700	440,700	
111	318,300	409,500	441,000	
112	318,800	410,300	441,200	

	113	319,400	410,900	441,400		
	114	319,800	411,600	441,700		
	115	320,300	412,300	442,000		
	116	320,800	413,000	442,200		
	117	321,400	413,600	442,400		
	118	321,900	414,100			
	119	322,300	414,500			
	120	322,800	415,000			
	121	323,300	415,400			
	122	323,700	415,700			
	123	324,200	416,000			
	124	324,700	416,200			
	125	325,300	416,400			
	126	325,600	416,700			
	127	325,900	417,000			
	128	326,300	417,200			
	129	326,500	417,400			
	130	326,800	417,700			
	131	327,100	418,000			
	132	327,400	418,200			
	133	327,600	418,400			
	134	327,800	418,700			
	135	328,000	419,000			
	136	328,300	419,200			
	137	328,600	419,400			
	138	328,800	419,700			
	139	329,100	420,000			
	140	329,400	420,200			
	141	329,600	420,400			
	142	329,800	420,700			
	143	330,100	421,000			
	144	330,300	421,200			
	145	330,600	421,400			
	146	330,800				
	147	331,100				
	148	331,400				
	149	331,600				
	150	331,800				
	151	332,100				
	152	332,400				
	153	332,600				
再任用職員		236,900	277,700	306,800	335,300	420,400

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	166,500	182,500	270,900	299,800	411,800
	2	168,000	184,600	273,300	302,400	413,300
	3	169,500	186,700	275,600	305,200	414,800
	4	171,000	189,000	277,800	307,700	416,400
	5	172,700	191,000	280,300	310,200	417,800
	6	174,600	193,000	282,600	312,300	419,200
	7	176,400	195,100	284,800	314,600	420,700
	8	178,200	197,300	287,000	316,700	422,300
	9	180,000	199,500	289,100	318,900	423,800
	10	182,100	202,100	291,400	321,200	425,200
	11	184,100	204,700	293,700	323,600	426,600
	12	186,000	207,400	295,800	326,100	427,900
	13	187,900	210,000	298,200	328,500	429,200
	14	190,100	211,800	300,100	330,500	430,600
	15	192,200	213,400	302,000	332,400	432,100
	16	194,300	215,100	303,800	334,600	433,500
	17	196,500	216,900	305,600	336,400	434,700
	18	198,900	218,500	307,900	338,600	436,000
	19	201,400	220,300	310,200	340,700	437,200
	20	203,700	221,900	312,600	342,700	438,500
	21	206,200	223,700	314,800	344,900	439,700
	22	207,800	225,600	317,200	346,700	440,900
	23	209,500	227,600	319,500	348,500	442,200
	24	211,300	229,500	322,100	350,100	443,500
	25	212,800	231,000	324,500	351,900	444,800
	26	214,200	233,000	326,800	353,700	446,000
	27	215,800	235,100	329,100	355,600	447,000
	28	217,300	237,100	331,200	357,500	448,200
	29	219,100	238,900	333,300	359,400	449,400
	30	220,800	241,600	335,000	361,200	450,200
	31	222,500	244,400	336,600	362,900	451,000
	32	224,200	247,100	338,200	364,800	451,900
	33	225,500	249,700	340,000	366,100	452,800
	34	227,200	252,600	342,100	367,900	453,300
	35	228,900	255,200	344,300	369,400	453,800
	36	230,600	257,900	346,300	371,200	454,300
	37	232,000	260,300	348,300	373,100	454,800
	38	233,700	262,700	350,200	374,700	455,400
	39	235,500	265,200	352,300	376,000	455,900
	40	237,200	267,400	354,200	377,600	456,400
	41	238,800	270,000	355,700	378,700	456,900
	42	240,500	272,300	357,500	380,100	457,400
	43	242,100	274,500	359,200	381,500	457,900
	44	243,700	276,600	360,900	383,100	458,400
	45	245,300	278,700	362,700	384,500	458,900
	46	246,800	280,900	364,400	386,100	459,400
	47	248,100	283,100	365,700	387,700	459,900
	48	249,500	285,000	367,400	389,200	460,400
	49	250,600	287,300	368,600	390,600	460,900
	50	251,900	289,100	370,100	392,200	
	51	253,300	291,000	371,700	393,700	
52	254,500	292,800	373,300	395,100		

53	255,600	294,300	374,800	396,300
54	257,000	296,400	376,300	397,600
55	258,000	298,400	377,800	398,800
56	259,000	300,600	379,300	399,900
57	260,200	302,600	380,800	401,300
58	261,200	305,100	382,200	402,500
59	262,300	307,300	383,700	403,700
60	263,400	309,900	385,000	405,000
61	264,600	312,200	385,900	406,200
62	265,300	314,600	387,100	407,300
63	266,200	316,900	388,300	408,700
64	266,800	319,100	389,400	410,000
65	267,800	321,300	390,300	411,200
66	269,200	323,100	391,600	412,300
67	270,400	324,700	392,600	413,500
68	271,700	326,400	393,700	414,600
69	273,200	328,300	394,900	415,700
70	274,700	330,400	395,900	416,900
71	276,000	332,500	397,000	418,100
72	277,400	334,600	398,200	419,300
73	278,300	336,700	399,300	419,900
74	279,300	338,800	400,400	420,700
75	280,500	341,000	401,500	421,400
76	281,500	343,300	402,600	421,900
77	282,700	345,000	403,500	422,200
78	283,700	346,900	404,400	422,600
79	284,900	348,600	405,400	423,100
80	285,800	350,500	406,400	423,500
81	287,100	352,300	407,300	423,800
82	287,900	354,100	408,100	424,200
83	288,900	355,500	408,800	424,600
84	289,900	357,300	409,600	424,900
85	290,800	358,600	410,300	425,200
86	291,700	360,200	411,100	425,600
87	292,400	361,700	411,800	426,000
88	293,400	363,200	412,500	426,300
89	294,500	364,500	413,100	426,600
90	295,400	365,800	413,800	426,900
91	296,300	367,300	414,300	427,200
92	297,100	368,700	415,100	427,400
93	297,400	370,200	415,500	427,600
94	298,100	371,500	415,900	427,900
95	298,800	372,800	416,200	428,200
96	299,600	374,000	416,500	428,400
97	300,400	375,100	416,800	428,600
98	301,200	376,100	417,100	428,900
99	302,000	377,100	417,400	429,200
100	302,800	378,100	417,600	429,400
101	303,700	379,000	417,800	429,600
102	304,200	380,000	418,100	429,900
103	304,700	381,000	418,400	430,200
104	305,200	382,000	418,600	430,400
105	305,400	382,900	418,800	430,600
106	305,800	383,800	419,100	
107	306,100	384,700	419,400	
108	306,300	385,700	419,600	
109	306,500	386,500	419,800	
110	306,700	387,500	420,100	
111	307,000	388,500	420,400	

	112	307,300	389,500	420,600		
	113	307,500	390,100	420,800		
	114	307,700	391,100	421,100		
	115	307,900	392,000	421,400		
	116	308,200	392,900	421,600		
	117	308,500	393,700	421,800		
	118	308,800	394,400			
	119	309,100	395,200			
	120	309,400	396,000			
	121	309,600	396,600			
	122	309,800	397,400			
	123	310,000	398,100			
	124	310,400	398,900			
	125	310,700	399,500			
	126		400,200			
	127		400,700			
	128		401,300			
	129		402,000			
	130		402,600			
	131		403,100			
	132		403,600			
	133		403,900			
	134		404,200			
	135		404,500			
	136		404,800			
	137		405,100			
	138		405,400			
	139		405,700			
	140		406,000			
	141		406,300			
	142		406,600			
	143		407,000			
	144		407,300			
	145		407,500			
	146		407,800			
	147		408,100			
	148		408,300			
	149		408,500			
	150		408,800			
	151		409,100			
	152		409,300			
	153		409,500			
	154		409,800			
	155		410,100			
	156		410,300			
	157		410,500			
再任職員		228,000	274,500	301,800	328,500	410,300

備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500	

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	157,100	193,900	229,700	255,600	285,600	331,100	375,800
	2	158,500	195,600	231,300	256,700	287,600	333,100	378,500
	3	159,900	197,200	232,900	257,900	289,700	335,400	381,100
	4	161,300	198,800	234,600	259,200	291,700	337,600	383,900
	5	162,500	200,300	236,000	260,400	293,800	339,400	386,300
	6	164,400	201,800	237,600	261,600	296,000	341,600	389,000
	7	166,100	203,500	239,100	262,800	297,900	343,700	391,700
	8	167,700	205,000	240,700	263,800	299,900	345,900	394,400
	9	169,300	206,600	241,600	265,100	301,700	347,700	396,500
	10	171,000	208,300	243,000	265,800	303,700	349,800	398,900
	11	172,700	209,900	244,400	266,700	305,300	352,000	401,100
	12	174,500	211,700	245,500	267,500	306,900	354,100	403,300
	13	175,900	213,100	247,100	268,600	308,900	355,600	405,400
	14	177,700	214,700	248,400	269,700	310,900	357,600	407,500
	15	179,600	216,300	249,600	271,000	313,000	359,600	409,500
	16	181,500	217,900	250,900	272,100	315,000	361,600	411,600
	17	183,400	219,400	251,700	273,600	317,000	363,400	413,400
	18	184,900	221,000	252,900	275,300	319,100	365,400	415,500
	19	186,700	222,700	254,100	277,000	321,200	367,500	417,400
	20	188,500	224,400	255,200	278,700	323,300	369,500	419,500
	21	190,100	225,700	256,600	280,500	325,100	371,300	421,300
	22	191,600	227,300	257,400	282,200	327,200	373,300	423,000
	23	193,100	228,700	258,300	283,900	329,000	375,500	424,600
	24	194,700	230,200	259,200	285,500	331,000	377,600	426,100
	25	196,300	231,400	260,200	287,300	332,700	379,000	427,600
	26	197,600	232,800	261,300	289,000	334,700	380,800	428,900
	27	199,100	234,100	262,500	290,800	336,700	382,700	430,200
	28	200,500	235,300	263,700	292,400	338,700	384,400	431,600
	29	202,100	236,500	265,100	293,800	340,000	386,200	432,900
	30	203,300	237,900	266,700	295,500	341,800	387,700	434,100
	31	204,600	239,400	268,300	297,100	343,600	389,300	435,300
	32	205,900	240,700	269,800	298,800	345,400	391,100	436,400
	33	207,300	241,700	271,200	300,500	347,100	392,400	437,600
	34	208,700	243,000	272,900	302,300	348,900	393,700	438,800
	35	210,100	243,900	274,500	304,100	350,900	395,000	440,100
	36	211,500	245,100	276,100	305,900	352,700	396,200	441,300
	37	212,600	246,400	277,500	307,200	354,500	397,300	442,600
	38	213,900	247,600	279,000	308,900	356,200	398,500	443,400
	39	215,200	248,700	280,700	310,500	357,800	399,700	443,800
	40	216,500	249,800	282,100	312,100	359,600	400,800	444,500
	41	217,600	250,900	283,300	313,800	360,800	401,600	445,000
	42	218,800	251,800	284,700	315,500	361,900	402,400	445,400
	43	220,000	252,700	286,300	317,100	363,100	403,200	445,800
	44	221,200	253,500	287,800	318,900	364,300	404,000	446,200
	45	222,400	254,600	289,300	319,800	365,500	404,400	446,600
	46	223,500	256,000	291,000	321,200	366,300	405,000	447,000
	47	224,500	257,300	292,700	322,700	367,600	405,500	447,500
48	225,500	258,500	294,400	324,300	368,700	405,900	447,800	

49	226,400	260,000	295,600	325,700	369,700	406,300	448,100
50	227,300	261,400	297,200	327,100	370,700	406,600	448,500
51	228,200	262,600	298,500	328,300	371,700	407,000	448,800
52	229,100	263,900	300,100	329,600	372,700	407,300	449,100
53	229,400	264,900	301,400	330,700	373,500	407,600	449,400
54	230,200	266,200	303,000	331,700	374,300	407,900	449,800
55	230,900	267,500	304,400	332,800	375,300	408,200	450,100
56	231,700	268,600	305,900	333,800	376,200	408,500	450,400
57	232,400	269,400	306,900	334,400	376,700	408,800	450,700
58	233,100	270,700	308,100	335,300	377,500	409,100	451,100
59	233,700	271,900	309,300	336,100	378,300	409,400	451,400
60	234,300	273,000	310,800	337,000	379,100	409,800	451,700
61	235,000	273,900	312,100	337,800	379,500	410,000	452,000
62	235,600	275,000	313,300	338,100	380,200	410,300	
63	236,200	276,100	314,600	338,700	380,900	410,600	
64	236,900	277,200	315,800	339,400	381,600	410,900	
65	237,500	278,100	317,200	340,000	382,000	411,100	
66	238,200	279,200	318,000	340,700	382,700	411,400	
67	238,900	280,100	318,900	341,400	383,400	411,700	
68	239,700	281,200	319,700	342,100	384,000	412,000	
69	240,300	282,200	320,300	342,900	384,400	412,200	
70	240,900	283,200	321,000	343,400	384,900		
71	241,500	284,300	321,700	344,000	385,400		
72	242,000	285,400	322,300	344,600	385,900		
73	242,600	286,100	323,000	344,900	386,500		
74	243,300	286,800	323,200	345,500	387,000		
75	244,000	287,300	323,800	346,000	387,600		
76	244,500	288,100	324,400	346,600	388,200		
77	244,900	288,900	325,000	347,100	388,700		
78	245,400	289,500	325,500	347,600	389,200		
79	246,000	290,100	326,000	348,100	389,700		
80	246,300	290,700	326,600	348,500	390,200		
81	246,600	291,400	327,200	348,800	390,500		
82	246,900	291,900	327,700	349,100	391,100		
83	247,200	292,300	328,100	349,500	391,500		
84	247,500	292,700	328,600	349,800	391,900		
85	247,800	292,900	329,100	350,300	392,300		
86		293,100	329,500	350,700	392,800		
87		293,300	329,700	351,000	393,200		
88		293,500	330,100	351,300	393,600		
89		293,900	330,500	351,700	394,000		
90		294,200	330,900	352,000	394,500		
91		294,400	331,300	352,400	394,900		
92		294,600	331,700	352,700	395,300		
93		295,000	332,000	353,100	395,700		
94		295,200	332,200	353,400	396,200		
95		295,400	332,600	353,700	396,600		
96		295,700	332,900	354,000	397,000		
97		296,100	333,100	354,300	397,400		
98		296,400	333,400	354,700			
99		296,600	333,700	355,100			
100		296,900	334,000	355,500			
101		297,200	334,200	356,000			
102		297,400	334,600	356,400			
103		297,600	335,000	356,800			
104		297,900	335,200	357,200			

	105		298,200	335,400	357,700			
	106			335,600				
	107			336,000				
	108			336,200				
	109			336,400				
	110			336,800				
	111			337,200				
	112			337,600				
	113			337,800				
再任用職員		191,100	218,000	246,600	260,100	285,600	326,900	369,600

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	172,000	199,500	246,700	269,000	292,000	334,200
	2	173,500	201,400	248,500	270,000	293,600	336,400
	3	175,000	203,400	250,300	270,900	295,300	338,400
	4	176,400	205,400	252,200	271,800	297,100	340,600
	5	177,800	207,500	253,600	272,300	298,700	342,700
	6	179,300	209,500	254,900	273,300	300,500	344,800
	7	180,900	211,700	256,000	274,000	302,200	346,900
	8	182,400	213,900	257,300	274,900	304,000	349,000
	9	183,600	215,900	258,100	276,000	305,700	350,600
	10	185,300	217,300	259,000	276,600	307,300	352,600
	11	186,900	218,800	259,900	277,600	308,600	354,500
	12	188,500	220,000	260,700	278,700	309,900	356,500
	13	189,900	221,400	261,900	279,700	311,500	358,400
	14	191,900	222,800	262,900	280,700	313,100	360,600
	15	193,900	224,300	263,700	281,700	314,900	362,700
	16	195,900	225,500	264,600	282,800	316,700	364,700
	17	198,000	227,000	265,100	284,100	318,500	366,800
	18	200,000	228,500	266,000	285,300	320,100	368,800
	19	202,000	230,000	266,800	286,400	321,800	370,900
	20	204,100	231,500	267,600	287,600	323,500	373,000
	21	206,100	232,600	268,500	289,100	324,900	374,800
	22	208,000	234,300	269,300	290,700	326,500	376,900
	23	210,100	236,000	270,200	292,000	328,000	379,000
	24	212,200	237,700	271,000	293,300	329,500	381,000
	25	213,900	239,000	272,000	294,500	330,900	383,100
	26	215,200	240,700	272,800	296,100	332,300	384,700
	27	216,400	242,400	273,700	297,800	333,800	386,600
	28	217,700	244,200	274,700	299,300	335,500	388,500
	29	218,900	245,800	275,900	300,300	336,600	390,300
	30	220,000	247,200	277,100	301,700	338,100	392,100
	31	221,300	248,500	278,600	303,200	339,500	394,000
	32	222,500	249,600	280,000	304,700	341,000	395,800
	33	223,800	250,600	281,500	306,100	342,700	397,500
	34	225,100	251,700	282,900	307,600	344,200	399,300
	35	226,400	252,600	284,100	309,200	345,800	401,100
	36	227,800	253,600	285,300	310,900	347,300	402,800
	37	228,900	254,400	286,900	312,200	349,000	404,400
	38	230,300	255,400	288,100	313,600	350,700	406,100
	39	231,600	256,300	289,500	315,000	352,200	408,000
	40	233,000	257,300	290,700	316,600	353,800	409,800
	41	233,900	257,700	291,700	318,100	355,000	411,300
	42	235,400	258,600	293,000	319,600	356,500	412,800
	43	236,700	259,400	294,400	321,000	358,000	414,300
	44	238,100	260,100	295,800	322,500	359,500	415,700
	45	239,300	260,900	297,100	323,300	361,100	416,800
	46	240,700	261,700	298,500	324,700	362,100	417,900
	47	242,000	262,600	300,000	326,100	363,600	419,000
	48	243,300	263,400	301,500	327,700	364,900	420,200
	49	244,200	264,200	302,700	328,800	366,300	421,500
	50	245,300	265,100	304,000	330,200	367,800	422,600
	51	246,300	266,000	305,200	331,500	369,100	423,900
	52	247,400	267,000	306,600	332,800	370,500	425,000
	53	248,100	268,100	308,000	334,200	372,000	426,200
	54	249,100	269,300	309,300	335,700	373,200	427,200
55	250,000	270,600	310,800	337,100	374,300	428,300	

56	250,900	272,000	312,200	338,400	375,600	429,400
57	251,600	273,400	313,000	339,300	376,700	430,500
58	252,600	274,900	314,200	340,600	377,600	431,100
59	253,300	276,300	315,400	341,800	378,600	431,700
60	254,100	277,700	316,800	343,200	379,600	432,100
61	254,900	279,100	317,900	344,300	380,200	432,700
62	255,700	280,400	319,300	345,200	381,000	433,200
63	256,500	281,800	320,600	346,400	381,800	433,600
64	257,300	282,900	321,800	347,700	382,700	434,100
65	258,000	284,000	323,100	348,800	383,400	434,700
66	258,700	285,300	324,400	350,000	384,100	435,100
67	259,500	286,700	325,700	351,300	384,900	435,400
68	260,200	288,000	327,100	352,400	385,600	435,700
69	261,000	289,100	327,800	353,400	386,200	436,100
70	261,900	290,600	328,900	354,400	386,800	
71	262,800	292,100	330,000	355,500	387,500	
72	263,800	293,500	330,900	356,600	388,100	
73	265,100	294,600	332,200	357,400	388,800	
74	266,400	296,000	332,900	358,600	389,300	
75	267,500	297,200	334,000	359,700	389,900	
76	268,600	298,500	335,300	360,800	390,400	
77	269,500	299,900	336,400	361,500	390,900	
78	270,500	301,200	337,600	362,300	391,500	
79	271,800	302,500	338,700	363,100	392,000	
80	272,800	303,800	339,900	363,800	392,300	
81	273,700	304,300	341,000	364,400	392,600	
82	274,600	305,500	342,100	364,900	393,100	
83	275,600	306,600	343,200	365,500	393,500	
84	276,500	307,800	344,300	366,000	393,800	
85	277,300	308,900	345,200	366,700	394,100	
86	278,200	310,200	346,200	367,200	394,600	
87	279,100	311,400	347,100	367,800	395,100	
88	280,000	312,500	348,100	368,300	395,500	
89	280,800	313,800	349,100	368,700	395,800	
90	281,700	315,000	349,900	369,100	396,200	
91	282,500	316,200	350,800	369,700	396,700	
92	283,500	317,400	351,600	370,200	397,100	
93	284,400	318,300	352,200	370,500	397,500	
94	285,400	319,000	352,800	371,000	397,900	
95	286,400	319,700	353,500	371,400	398,400	
96	287,400	320,300	354,100	371,700	398,900	
97	288,000	321,000	354,500	372,300	399,300	
98	288,800	321,300	354,900	372,800	399,700	
99	289,400	321,900	355,400	373,300	400,200	
100	290,300	322,600	355,800	373,800	400,600	
101	291,100	323,000	356,300	374,400	401,000	
102	291,900	323,600	356,700	375,000		
103	292,700	324,200	357,200	375,500		
104	293,500	324,800	357,600	375,900		
105	294,300	325,200	357,900	376,500		
106	294,800	325,700	358,400	377,000		
107	295,300	326,300	358,900	377,500		
108	295,800	326,800	359,200	378,000		
109	296,000	327,200	359,700	378,600		
110	296,300	327,600	360,200	379,000		
111	296,500	327,900	360,700	379,500		
112	296,900	328,200	361,200	380,000		
113	297,200	328,600	361,700	380,600		
114	297,400	329,000	362,200			
115	297,800	329,400	362,700			
116	298,100	329,700	363,100			

117	298,400	329,900	363,500			
118	298,700	330,200	363,900			
119	299,000	330,600	364,400			
120	299,400	330,800	364,900			
121	299,700	331,000	365,300			
122	300,100	331,300	365,800			
123	300,400	331,600	366,300			
124	300,800	331,900	366,900			
125	301,000	332,100	367,200			
126	301,200	332,400				
127	301,500	332,800				
128	301,900	333,000				
129	302,200	333,200				
130	302,500	333,400				
131	302,900	333,800				
132	303,300	334,000				
133	303,500	334,400				
134	303,800	334,800				
135	304,200	335,200				
136	304,500	335,600				
137	304,700	335,900				
138	305,000	336,300				
139	305,400	336,700				
140	305,700	337,100				
141	305,900	337,400				
142	306,300	337,800				
143	306,700	338,100				
144	307,000	338,500				
145	307,200	338,800				
146	307,400	339,200				
147	307,700	339,600				
148	308,100	340,000				
149	308,300	340,300				
150	308,500	340,700				
151	308,800	341,100				
152	309,100	341,500				
153	309,500	341,800				
154	309,700					
155	309,900					
156	310,300					
157	310,600					
158	310,900					
159	311,200					
160	311,500					
161	311,900					
162	312,200					
163	312,500					
164	312,800					
165	313,200					
166	313,500					
167	313,800					
168	314,100					
169	314,500					
再任用職員	238,100	258,600	265,900	276,200	292,700	330,300

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	152,300	201,300	288,300	337,700	393,700
	2	153,400	204,000	290,700	339,900	396,600
	3	154,600	206,400	293,100	341,900	399,300
	4	155,800	208,900	295,400	343,800	402,100
	5	156,900	211,500	297,700	345,600	404,200
	6	158,200	213,800	299,600	347,300	407,000
	7	159,500	216,100	301,600	348,900	409,700
	8	160,800	218,300	303,400	350,200	412,400
	9	161,800	220,500	305,200	352,000	415,000
	10	163,600	222,800	307,600	354,000	417,600
	11	165,200	225,300	309,900	356,100	420,300
	12	166,800	227,700	312,500	358,000	423,200
	13	168,200	229,700	314,600	360,100	425,800
	14	170,100	232,100	317,000	362,000	428,500
	15	172,100	234,600	319,500	363,800	431,400
	16	174,100	237,100	322,200	365,700	434,100
	17	175,700	239,300	324,600	367,500	436,600
	18	177,800	242,100	326,800	369,400	439,300
	19	179,900	245,100	328,900	371,100	441,800
	20	182,000	248,000	330,900	373,100	444,400
	21	184,100	250,500	333,000	374,700	446,900
	22	186,300	253,300	334,700	376,700	449,600
	23	188,500	255,800	336,100	378,400	452,200
	24	190,800	258,500	337,500	380,300	454,700
	25	192,800	261,100	339,400	381,700	457,000
	26	195,100	263,500	341,300	383,500	459,300
	27	197,200	265,800	343,200	385,400	461,800
	28	199,300	267,900	345,000	387,300	464,400
	29	201,400	270,500	346,900	389,000	466,900
	30	203,000	272,600	348,600	391,000	469,400
	31	204,800	274,500	350,100	392,900	472,000
	32	206,500	276,600	351,900	394,800	474,500
	33	208,300	278,300	353,100	396,400	476,800
	34	210,300	280,300	354,500	398,200	479,200
	35	212,200	282,300	355,800	399,900	481,700
	36	214,100	284,100	357,300	401,700	484,200
	37	215,600	286,000	358,600	402,900	486,600
	38	217,500	287,200	360,000	404,400	489,200
	39	219,500	288,400	361,200	405,800	491,600
	40	221,400	289,600	362,600	407,300	494,100
	41	223,200	290,800	363,300	408,700	496,500
	42	225,100	291,500	364,400	410,000	498,700
	43	227,100	292,100	365,600	411,500	500,900
	44	229,000	292,800	366,800	413,100	503,100
	45	230,700	293,500	367,900	414,500	504,900
	46	232,600	294,600	369,100	415,800	506,400

47	234,400	295,800	370,400	417,400	508,000
48	236,200	296,900	371,500	419,000	509,500
49	237,900	298,100	372,600	420,300	511,200
50	239,700	299,300	373,900	421,700	512,700
51	241,400	300,300	375,300	423,300	514,100
52	243,000	301,200	376,600	424,700	515,600
53	244,300	302,400	377,300	426,100	516,700
54	246,100	303,400	378,300	427,500	517,900
55	247,700	304,600	379,200	428,900	519,100
56	249,200	305,500	380,200	430,300	520,400
57	250,400	306,000	381,000	431,500	521,300
58	251,600	306,800	381,800	432,800	522,300
59	252,500	307,800	382,500	434,200	523,300
60	253,400	308,700	383,300	435,500	524,300
61	254,400	309,600	383,900	436,300	525,400
62	255,400	310,800	384,600	437,200	526,300
63	256,300	311,900	385,500	438,200	527,000
64	257,200	313,000	386,400	439,200	527,800
65	258,100	313,800	387,000	440,100	528,600
66	259,000	314,900	387,800	440,900	529,400
67	259,800	315,800	388,600	441,500	530,200
68	260,400	316,800	389,400	442,300	531,000
69	261,200	317,800	390,000	442,700	531,700
70	262,600	318,900	390,800	443,300	532,500
71	263,900	320,000	391,500	443,800	533,300
72	265,100	321,100	392,200	444,300	534,100
73	266,400	321,600	392,900	444,800	534,800
74	267,800	322,600	393,500		
75	269,000	323,700	394,100		
76	270,000	324,800	394,800		
77	271,100	325,900	395,500		
78	272,200	327,000	396,100		
79	273,400	327,900	396,700		
80	274,300	328,800	397,300		
81	275,500	329,900	397,900		
82	276,700	330,700	398,500		
83	278,000	331,400	399,200		
84	279,000	332,200	399,800		
85	280,100	332,700	400,300		
86	281,100	333,200	400,800		
87	282,200	333,700	401,300		
88	283,200	334,200	402,000		
89	284,000	334,600	402,400		
90	285,200	335,100	402,900		
91	286,300	335,600	403,400		
92	287,500	336,100	404,100		
93	288,400	336,400	404,500		
94	289,400	336,800	405,000		
95	290,400	337,300	405,500		
96	291,400	337,800	406,200		
97	291,700	338,300	406,600		
98	292,600	338,800	407,200		
99	293,300	339,300	407,700		

	100	294,300	339,800	408,400		
	101	295,200	340,300	408,800		
	102	295,900	340,800			
	103	296,600	341,300			
	104	297,300	341,800			
	105	298,000	342,300			
	106	298,500	342,800			
	107	299,000	343,300			
	108	299,500	343,700			
	109	299,700	344,200			
	110	300,100	344,600			
	111	300,400	345,100			
	112	300,700	345,500			
	113	301,000	346,000			
	114	301,300	346,400			
	115	301,600	346,900			
	116	301,900	347,300			
	117	302,300	347,800			
	118	302,700	348,200			
	119	303,000	348,600			
	120	303,400	349,000			
	121	303,700	349,400			
再任用職員		220,200	261,900	287,100	330,000	389,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	403,000
2	462,000
3	522,000
4	603,000
5	702,000
6	801,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	372,000
3	399,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	381,000
2	427,000
3	478,000
4	540,000
5	616,000
6	719,000
7	840,000

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	資-5
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-7
第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額	資-8
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-21
その2 扶養親族数別職員数	資-21
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-22
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-23
第9表 職員の特勤勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-24
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-25
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-26
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-27

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	資-28
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-29
その2 産業別調査従業員数	資-29
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-30
第15表 民間における初任給の改定状況	資-30
第16表 民間における給与改定の状況	資-31
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-31
第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-32
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-35
第19表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-36
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-36
第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況	
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	資-36
その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	資-36
第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-37
第22表 民間における定年制の状況	資-37
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	資-37
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	資-37

3 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要	資-38
第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-38

4 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標	資-39
-------------	------

参 考（国家公務員の給与等）

給与勧告の骨子	資-40
公務員人事管理に関する報告の骨子	資-42

1 職員給与関係資料

令和4年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、令和4年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

令和4年4月1日現在に在職する職員（同日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、臨時的任用職員、派遣職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された令和4年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,484人	41.4歳	19.3年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いた者である。

2 学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.1%	18.2%	7.0%	74.7%	60.4%	39.6%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.4%	7.6%	15.9%	15.1%	8.6%	6.3%	10.7%	15.4%	20.0%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
317,059円	7,114円	25,398円	8,331円	9,946円	361円	368,209円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当（基礎額）」、「特勤勤務手当等」及び「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4		1					2			
5		1								
6		1								
7		1								
8		100								
9		11								
10		16								
11	1	22								
12	16	55	1							
13	3	7	1					1		
14		22								
15		41	2							
16	15	26	3						4	
17	8	10	9						5	
18	4	23	8						2	
19		65	70				1			
20	21	34	26							

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
21	3	9	15					1	3	
22	1	21	32						1	
23		76	45	2					4	
24	11	26	18					2		
25	1	6	12	3				3		
26	5	16	43	4				3		
27	8	76	49	3				4	1	
28	15	29	23	6				6		
29	12	7	15	6				4	1	
30	15	23	34	13				4		
31	11	68	43	4			4	7		
32	135	18	17	4			6	7		
33	5	7	9	4			13	6	1	
34	16	12	33	9			18	4		
35	17	9	20	4	1		18	4		
36	88	10	14	6			16	7		
37	17	5	6	4			15	1		
38	17	5	22	10			7	2		
39	10	3	14	13			2	1		
40	7	3	13	2			5	4		
41	3		13	10	2		4	3		
42	3	4	13	19			6	3		
43	2		13	5	3		10	1		
44	3	1	14	4	3		3			
45	1		8	5	4		4	13		
46	1	1	15	16	2	3	1			
47	3	2	9	10		2	4			
48	3	1	5	4	1		1			
49			3	8	3	2	4			
50	2		7	14		3	2			
51			11	14	1	5				
52	3	1	2	11	1	2	2			
53		1	3	16	1	22				
54	2		3	11	2	25	2			
55	2		5	6	1	20				
56	2	1	4	9	1	16	1			
57	2		3	12	2	9				
58	1		4	12	4	14				
59	3		3	12	2	13				
60	1			9	3	14				
61		2	3	25	4	8	3			
62	2		3	18	6	12				
63	3	1	2	11	1	16				
64	3		2	14	3	7				
65	3	1	1	19	10	9				
66			2	11	6	7				
67	3	1	1	14	6	6				
68				14	8	5				
69			6	12	5	4				
70	1		3	18	4	6				
71	1		4	17	10	4				
72	3		6	18	16	2				
73	2		2	14	16					
74	2		3	9	11	6				
75	1		2	15	5	3				
76	3		3	14	4					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			1	16	16	2				
78			3	16	11	1				
79				12	12					
80	1		1	11	15	3				
81	1		3	8	16					
82			1	12	8					
83	1		3	9	32					
84	1		4	14	17	2				
85			2	9	31	12				
86			3	19	12					
87			3	16	22					
88	2	1	3	5	14					
89			4	20	34					
90			2	11	11					
91	1		2	11	24					
92	2		1	17	10					
93	1		2	10	141					
94			4	10						
95			5	8						
96			1	6						
97				13						
98			6	5						
99			2	7						
100			2	10						
101			3	232						
102			1							
103			6							
104			4							
105			3							
106			6							
107			2							
108			2							
109			8							
110										
111			3							
112			3							
113			23							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		1								
計	536	884	900	1,054	578	265	154	91	22	-

計	4,484
---	-------

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数		平均年齢	平均経験年数
	人	構成比		
全職員	21,608	100.0	39.7	17.5
行政職給料表	4,904	22.7	40.7	18.6
公安職給料表	6,520	30.2	38.2	17.2
教育職給料表(2)	3,418	15.8	41.1	18.1
教育職給料表(3)	5,991	27.7	39.0	16.2
医療職給料表(1)	47	0.2	45.4	19.2
医療職給料表(2)	177	0.8	41.9	18.2
医療職給料表(3)	125	0.6	45.4	21.3
研究職給料表	199	0.9	42.0	18.7
特定任期付職員給料表	6	-	44.8	-
小計	21,387	98.9	39.6	17.4
企業職給料表	107	0.5	45.4	22.8
現業職(協約)給料表	114	0.6	56.1	36.4

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下第11表までについて同じ。)
 2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	100.0	0.2	16.5	6.7	76.6	63.2	36.8
行政職給料表	100.0	0.1	17.4	7.6	74.9	58.6	41.4
公安職給料表	100.0	-	40.3	5.2	54.5	88.4	11.6
教育職給料表(2)	100.0	-	0.4	3.0	96.6	54.2	45.8
教育職給料表(3)	100.0	-	-	8.1	91.9	44.0	56.0
医療職給料表(1)	100.0	-	-	-	100.0	70.2	29.8
医療職給料表(2)	100.0	-	-	8.5	91.5	51.4	48.6
医療職給料表(3)	100.0	-	4.0	91.2	4.8	56.0	44.0
研究職給料表	100.0	-	-	-	100.0	74.9	25.1
特定任期付職員給料表	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-
小計	100.0	0.0	16.4	6.7	76.9	63.0	37.0
企業職給料表	100.0	-	13.1	7.5	79.4	86.9	13.1
現業職(協約)給料表	100.0	38.6	52.6	7.9	0.9	71.9	28.1

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
	円	円	円	円	円	円	円
全職員	337,714	9,052	23,621	6,849	4,733	3,126	385,095
行政職給料表	311,211	6,684	24,505	8,057	9,212	336	360,005
公安職給料表	329,688	12,973	29,590	5,207	1,635	491	379,584
教育職給料表(2)	365,487	7,612	22,906	8,219	2,852	5,154	412,230
教育職給料表(3)	351,026	7,613	16,605	6,954	5,102	5,472	392,772
医療職給料表(1)	455,839	8,968	83,575	5,745	53,683	230,438	838,248
医療職給料表(2)	326,703	6,701	18,991	8,108	3,123	5,609	369,235
医療職給料表(3)	338,202	11,844	18,345	4,441	1,822	240	374,894
研究職給料表	333,458	7,741	22,782	7,276	8,246	2,280	381,783
特定任期付職員給料表	551,500	-	51,841	-	-	-	603,341
小計	337,549	9,053	23,627	6,870	4,727	3,159	384,985
企業職給料表	339,591	9,869	24,247	7,114	11,015	-	391,836
現業職(協約)給料表	366,793	8,123	21,978	2,643	-	-	399,537

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」及び「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別及び年齢別の人員分布並びに平均給料月額

1 全職員

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			49	177,598							49	177,598
19歳			73	181,151							73	181,151
20歳			80	185,500	17	191,406					97	186,535
21歳			74	195,061	36	194,164					110	194,767
22歳			66	203,885	20	203,920	385	205,557			471	205,253
23歳			84	213,233	25	211,756	416	210,414			525	210,929
24歳			98	222,468	18	214,733	416	217,325			532	218,185
25歳			80	226,084	25	227,876	442	224,765			547	225,100
26歳			93	237,629	22	230,832	460	235,496			575	235,663
27歳			65	241,702	16	239,469	518	244,816			599	244,335
28歳			65	252,674	15	242,533	521	253,219			601	252,893
29歳			61	255,995	17	253,347	554	260,317			632	259,713
30歳			68	266,954	13	263,292	594	270,206			675	269,745
31歳			54	273,267	17	268,547	611	278,466			682	277,807
32歳			44	274,482	24	276,625	669	288,580			737	287,349
33歳			79	286,434	15	272,660	699	296,353			793	294,916
34歳			61	292,895	37	288,286	647	305,448			745	303,568
35歳			61	305,807	29	301,076	604	314,081			694	312,810
36歳			71	319,403	28	301,629	461	324,755			560	322,920
37歳			70	323,859	34	314,994	522	332,059			626	330,215
38歳			68	335,206	31	327,242	532	340,652			631	339,406
39歳			64	333,019	29	325,552	470	349,338			563	346,258
40歳			51	352,445	33	325,436	420	355,845			504	353,510
41歳			64	355,658	27	342,993	387	365,042			478	362,540
42歳			51	364,898	30	362,013	398	370,470			479	369,347
43歳			69	369,203	44	367,459	380	375,195			493	373,666
44歳			61	384,913	38	363,574	339	380,392			438	379,563
45歳			66	397,047	40	371,528	303	385,577			409	386,054
46歳	*	*	79	396,366	55	379,139	299	391,336			435	390,567
47歳			103	394,588	50	373,898	305	396,924			458	393,885
48歳			101	396,340	51	376,089	327	397,336			479	394,864
49歳	*	*	120	400,320	50	378,839	317	400,731			488	398,322
50歳	*	*	126	402,538	61	383,376	253	402,931			441	400,038
51歳	3	364,100	82	399,247	44	385,671	303	403,142			432	400,352
52歳	4	359,550	110	402,182	61	392,854	288	407,132			463	403,664
53歳	3	368,400	109	408,478	40	394,299	285	408,367			437	406,833
54歳	6	373,117	118	412,067	56	400,097	309	412,008			489	410,181
55歳	*	*	95	414,889	44	407,356	283	412,560			424	412,277
56歳	3	374,333	142	415,512	47	406,429	352	416,319			544	415,022
57歳	5	369,260	147	412,209	67	397,776	458	420,661			677	416,181
58歳	5	373,020	166	414,715	49	409,935	438	420,805			658	418,096
59歳	6	372,283	153	418,533	64	406,649	467	423,376			690	420,307
60歳以上	8	368,438	34	384,427	24	303,051	109	398,420			175	381,252
計	49		3,575		1,443		16,541			21,608		
平均給料月額	368,635 円		337,408 円		343,606 円		329,024 円		331,475 円			
平均年齢	55.8 歳		41.5 歳		44.0 歳		38.9 歳		39.7 歳			
学歴構成比	0.2 %		16.5 %		6.7 %		76.6 %		100.0 %			

2 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員）

年齢	学歴		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			9	156,700					9	156,700
19 歳			17	160,871					17	160,871
20 歳			24	166,308	3	167,900			27	166,485
21 歳			17	171,253	11	174,682			28	172,600
22 歳			18	182,489	5	180,100	133	190,809	156	189,506
23 歳			17	191,524	5	189,080	136	194,643	158	194,131
24 歳			17	200,000	6	196,900	126	199,813	149	199,717
25 歳			21	203,719	3	204,900	137	207,493	161	206,952
26 歳			17	210,288	6	210,983	110	213,762	133	213,192
27 歳			16	213,481	3	211,000	129	222,082	148	220,928
28 歳			13	228,092	6	222,767	132	228,940	151	228,622
29 歳			13	233,900	5	231,340	136	235,110	154	234,886
30 歳			10	240,260	*	*	122	240,926	134	240,883
31 歳			7	243,157	*	*	125	251,807	134	251,072
32 歳			9	253,289	4	262,250	129	259,980	142	259,620
33 歳			16	262,844			131	266,707	147	266,286
34 歳			14	267,671	12	258,917	116	272,819	142	271,136
35 歳			11	275,873	8	273,238	90	277,832	109	277,297
36 歳			6	267,417	6	286,767	53	290,634	65	288,134
37 歳			15	287,673	5	287,680	69	290,999	89	290,252
38 歳			7	297,743	7	303,257	71	299,246	85	299,453
39 歳			15	303,987	6	304,750	51	309,920	72	308,253
40 歳			6	312,083	7	285,386	59	321,344	72	317,076
41 歳			10	328,910	4	336,625	37	330,855	51	330,926
42 歳			11	349,773	5	338,940	45	337,482	61	339,818
43 歳			11	339,836	4	340,050	48	338,275	63	338,660
44 歳			7	349,086	9	350,422	47	351,537	63	351,106
45 歳			10	354,790	10	364,740	52	346,434	72	350,137
46 歳	*	*	14	367,421	9	365,722	53	364,142	77	364,983
47 歳			28	356,179	17	359,424	62	368,859	107	364,042
48 歳			31	370,114	15	357,640	70	379,035	116	373,884
49 歳	*	*	31	368,298	21	364,193	87	379,869	140	374,876
50 歳			37	372,686	15	376,595	72	384,638	124	380,099
51 歳			24	369,929	16	369,098	90	382,451	130	378,496
52 歳			38	379,093	21	378,289	88	388,013	147	384,318
53 歳			32	381,633	13	380,859	117	393,144	162	389,885
54 歳	*	*	36	382,567	16	388,660	103	395,508	157	391,741
55 歳			26	397,368	15	398,106	91	398,958	132	398,548
56 歳	*	*	39	399,991	16	398,367	107	401,641	163	400,852
57 歳			42	400,630	20	384,437	129	409,390	191	404,851
58 歳			50	401,244	14	403,219	131	406,317	195	404,794
59 歳			46	403,026	14	397,831	124	411,008	184	408,010
60歳以上			18	392,562	5	360,785	64	418,602	87	409,891
計	5		856		371		3,672		4,904	
平均給料月額	380,500 円		322,930 円		334,759 円		305,916 円		311,144 円	
平均年齢	51.8 歳		43.4 歳		45.2 歳		39.7 歳		40.7 歳	
学歴構成比	0.1 %		17.4 %		7.6 %		74.9 %		100.0 %	

3 公安職給料表（警察官）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			40	182,300							40	182,300
19 歳			56	187,307							56	187,307
20 歳			55	194,218	13	197,100					68	194,769
21 歳			57	202,161	23	203,409					80	202,520
22 歳			48	211,908	14	212,121	104	214,600			166	213,613
23 歳			67	218,742	18	218,172	112	219,520			197	219,132
24 歳			81	227,184	10	225,750	77	226,168			168	226,633
25 歳			58	234,445	18	231,956	95	233,899			171	233,880
26 歳			74	244,174	15	238,807	110	240,815			199	241,913
27 歳			49	250,916	9	247,589	120	249,276			178	249,642
28 歳			52	258,819	8	256,550	116	256,079			176	256,910
29 歳			48	261,979	10	261,190	118	261,392			176	261,541
30 歳			58	271,557	8	263,525	132	267,654			198	268,630
31 歳			47	277,751	7	272,586	139	273,948			193	274,824
32 歳			34	280,324	13	274,431	140	280,645			187	280,155
33 歳			63	292,425	8	282,200	161	288,183			232	289,129
34 歳			47	300,409	12	297,825	159	297,846			218	298,397
35 歳			50	312,392	9	299,600	171	307,680			230	308,388
36 歳			64	324,833	11	304,500	125	319,964			200	320,672
37 歳			55	333,727	10	325,100	122	332,555			187	332,501
38 歳			61	339,505	9	330,744	124	341,554			194	340,408
39 歳			48	343,804	6	334,983	146	352,707			200	350,039
40 歳			44	357,627	6	340,967	114	360,422			164	358,960
41 歳			54	360,611	6	352,350	103	368,778			163	365,467
42 歳			40	369,058	12	369,450	104	378,538			156	375,408
43 歳			58	374,772	15	386,587	96	385,020			169	381,642
44 歳			52	390,196	5	403,940	88	394,755			145	393,437
45 歳			54	405,517	9	393,056	95	402,822			158	403,187
46 歳			64	403,533	10	405,270	82	404,299			156	404,047
47 歳			75	408,928	8	406,125	83	413,844			166	411,251
48 歳			67	411,100	3	390,133	80	411,165			150	410,715
49 歳			88	412,104	4	406,650	59	417,769			151	414,173
50 歳			87	416,174	9	409,811	43	419,554			139	416,808
51 歳			52	415,358	3	406,900	29	419,708			84	416,558
52 歳			64	421,613	*	*	38	427,109			104	423,488
53 歳			74	422,404	*	*	20	423,215			95	422,523
54 歳			82	425,018	*	*	36	428,604			119	425,913
55 歳			65	424,526			22	425,474			87	424,766
56 歳			97	423,597	*	*	33	428,415			132	424,950
57 歳			91	424,201	4	414,500	45	422,435			140	423,356
58 歳			105	424,786	*	*	60	425,031			167	424,783
59 歳			103	427,336	6	424,500	52	429,462			161	427,917
60歳以上												
計			2,628		339		3,553		6,520			
平均給料月額			341,350 円		298,691 円		323,981 円		329,667 円			
平均年齢			40.5 歳		34.1 歳		37.0 歳		38.2 歳			
学歴構成比			40.3 %		5.2 %		54.5 %		100.0 %			

4 教育職給料表（2）（府立高校・特別支援学校の教育職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳									55	212,791	55	212,791
23歳									48	217,056	48	217,056
24歳							*	*	51	224,806	52	224,752
25歳					*	*	*	*	58	233,634	61	232,948
26歳					*	*			83	243,817	85	243,441
27歳							*	*	81	253,073	83	252,696
28歳									91	262,663	91	262,663
29歳									98	272,799	98	272,799
30歳									132	281,893	132	281,893
31歳									116	289,176	116	289,176
32歳							*	*	128	300,010	129	299,732
33歳							*	*	144	307,957	146	307,701
34歳							3	318,767	123	319,222	126	319,211
35歳							*	*	113	326,567	114	326,530
36歳							7	298,900	94	332,936	101	330,577
37歳							*	*	97	340,459	99	340,556
38歳							*	*	120	347,102	122	347,156
39歳					*	*	*	*	79	356,259	81	354,076
40歳					*	*			77	360,952	78	361,025
41歳							*	*	71	372,087	73	372,100
42歳							*	*	86	372,656	87	372,683
43歳							4	377,819	73	379,971	77	379,859
44歳					*	*	3	341,333	70	381,030	74	379,607
45歳					*	*	*	*	40	387,483	42	387,495
46歳							6	360,050	54	390,330	60	387,302
47歳							*	*	58	401,454	59	401,470
48歳					*	*	4	385,075	57	401,472	62	398,701
49歳							3	382,733	47	411,964	50	410,210
50歳					*	*	6	398,856	47	405,189	54	403,701
51歳					*	*	*	*	73	414,078	76	412,929
52歳							3	410,133	63	418,243	66	417,875
53歳							8	399,025	52	423,004	60	419,807
54歳							7	415,471	83	421,003	90	420,573
55歳					*	*	8	422,374	77	420,432	86	420,084
56歳							*	*	105	424,873	107	424,767
57歳							11	415,925	157	426,142	168	425,473
58歳							4	420,150	133	430,750	137	430,440
59歳							*	*	163	427,631	164	427,593
60歳以上							3	279,000	6	279,000	9	279,000
計					12		103		3,303		3,418	
平均給料月額					323,317 円		370,479 円		348,226 円		348,809 円	
平均年齢					41.7 歳		47.7 歳		40.9 歳		41.1 歳	
学歴構成比					0.4 %		3.0 %		96.6 %		100.0 %	

5 教育職給料表（3）（小・中学校の教育職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳						*	*				*	*
21歳						*	*				*	*
22歳						*	*	90	212,811	91	212,760	
23歳						*	*	118	217,472	120	217,359	
24歳						*	*	154	225,297	155	225,162	
25歳						*	*	140	232,423	142	232,380	
26歳						*	*	143	244,425	144	244,327	
27歳						*	*	176	255,523	177	255,501	
28歳						*	*	168	265,301	169	265,205	
29歳						*	*	184	273,228	186	273,184	
30歳						3	277,300	192	283,788	195	283,688	
31歳						5	281,600	218	291,409	223	291,189	
32歳						6	293,050	259	301,796	265	301,598	
33歳						*	*	236	312,326	237	312,172	
34歳						9	308,889	239	320,086	248	319,680	
35歳						10	324,070	215	328,940	225	328,723	
36歳						3	329,133	175	337,004	178	336,871	
37歳						13	330,115	220	342,924	233	342,209	
38歳						10	348,420	206	351,151	216	351,025	
39歳						10	349,660	178	356,653	188	356,281	
40歳						15	348,680	160	362,438	175	361,259	
41歳						10	350,200	171	367,750	181	366,780	
42歳						10	370,390	156	375,153	166	374,866	
43歳						15	372,847	153	378,349	168	377,858	
44歳						14	381,414	125	383,101	139	382,931	
45歳						9	382,581	109	387,502	118	387,127	
46歳						22	391,929	96	393,180	118	392,947	
47歳						18	378,428	83	399,579	101	395,809	
48歳						20	392,191	105	398,385	125	397,394	
49歳						16	393,050	117	403,676	133	402,398	
50歳						17	375,993	80	408,722	97	402,986	
51歳						19	403,550	95	412,109	114	410,683	
52歳						30	403,237	82	408,344	112	406,976	
53歳						15	402,300	77	414,145	92	412,214	
54歳						25	403,466	77	414,617	102	411,884	
55歳						15	410,355	78	418,562	93	417,239	
56歳						24	410,382	93	420,645	117	418,540	
57歳						26	397,442	112	424,663	138	419,534	
58歳						27	413,188	96	424,528	123	422,038	
59歳						39	407,914	112	429,062	151	423,600	
60歳以上						14	276,300	19	276,300	33	276,300	
計						484		5,507		5,991		
平均給料月額							375,251 円		334,863 円		338,126 円	
平均年齢							48.4 歳		38.2 歳		39.0 歳	
学歴構成比							8.1 %		91.9 %		100.0 %	

6 医療職給料表（1）（医師、歯科医師）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳								*	*	*	*	
26歳								*	*	*	*	
27歳								*	*	*	*	
28歳												
29歳								*	*	*	*	
30歳								*	*	*	*	
31歳								*	*	*	*	
32歳								*	*	*	*	
33歳								3	362,567	3	362,567	
34歳								*	*	*	*	
35歳								*	*	*	*	
36歳												
37歳								*	*	*	*	
38歳												
39歳								*	*	*	*	
40歳								*	*	*	*	
41歳								*	*	*	*	
42歳												
43歳								*	*	*	*	
44歳												
45歳								*	*	*	*	
46歳								5	476,834	5	476,834	
47歳								3	502,999	3	502,999	
48歳								*	*	*	*	
49歳												
50歳								*	*	*	*	
51歳												
52歳								*	*	*	*	
53歳								*	*	*	*	
54歳								*	*	*	*	
55歳												
56歳												
57歳								*	*	*	*	
58歳								*	*	*	*	
59歳												
60歳以上								8	548,239	8	548,239	
計								47		47		
平均給料月額								455,839 円		455,839 円		
平均年齢								45.4 歳		45.4 歳		
学歴構成比								100.0 %		100.0 %		

7 医療職給料表（2）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳								*	*	*	*	
25歳								3	221,100	3	221,100	
26歳								6	223,383	6	223,383	
27歳								6	227,150	6	227,150	
28歳								6	228,750	6	228,750	
29歳								7	238,771	7	238,771	
30歳								4	247,600	4	247,600	
31歳								*	*	*	*	
32歳								3	273,500	3	273,500	
33歳								6	276,317	6	276,317	
34歳								3	264,833	3	264,833	
35歳								5	290,420	5	290,420	
36歳								4	277,700	4	277,700	
37歳								7	294,443	7	294,443	
38歳								7	315,300	7	315,300	
39歳							*	*	7	319,700	8	315,275
40歳								4	328,900	4	328,900	
41歳												
42歳								5	339,140	5	339,140	
43歳								4	353,950	4	353,950	
44歳							*	*	5	334,620	6	335,867
45歳							*	*	*	*	3	353,467
46歳							*	*	4	375,525	5	370,320
47歳								11	369,655	11	369,655	
48歳							*	*	7	380,957	8	381,713
49歳								4	382,950	4	382,950	
50歳							*	*	3	380,467	4	368,275
51歳							*	*	5	385,180	6	383,767
52歳								5	384,620	5	384,620	
53歳							*	*	5	386,160	6	385,400
54歳							*	*	3	397,732	5	397,259
55歳							*	*	6	397,589	7	397,562
56歳							*	*	3	399,846	4	399,134
57歳							*	*	3	400,026	4	399,369
58歳								*	*	*	*	
59歳							*	*	3	397,400	4	397,400
60歳以上								*	*	*	*	
計							15		162		177	
平均給料月額							369,647 円		322,360 円		326,367 円	
平均年齢							50.4 歳		41.1 歳		41.9 歳	
学歴構成比							8.5 %		91.5 %		100.0 %	

8 医療職給料表（3）（看護師等）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳							*	*			*	*
28歳												
29歳									*	*	*	*
30歳									*	*	*	*
31歳							3	261,167			3	261,167
32歳												
33歳							4	244,475			4	244,475
34歳							*	*			*	*
35歳							*	*	*	*	*	*
36歳							*	*	*	*	*	*
37歳							4	259,600			4	259,600
38歳							3	286,700			3	286,700
39歳							5	307,360	*	*	6	296,750
40歳							5	293,140	*	*	6	286,033
41歳							5	310,620			5	310,620
42歳							*	*			*	*
43歳							5	315,860			5	315,860
44歳							5	320,380			5	320,380
45歳							9	349,067			9	349,067
46歳							7	339,457			7	339,457
47歳							6	353,600			6	353,600
48歳							6	358,135			6	358,135
49歳							6	371,717			6	371,717
50歳							12	379,842			12	379,842
51歳							*	*			*	*
52歳							4	370,029			4	370,029
53歳							*	*			*	*
54歳							4	400,375			4	400,375
55歳					*	*	5	404,075			6	403,563
56歳							*	*			*	*
57歳					3	400,300	4	400,575			7	400,457
58歳					*	*					*	*
59歳							*	*			*	*
60歳以上												
計					5		114		6		125	
平均給料月額					400,580 円		339,761 円		256,617 円		338,202 円	
平均年齢					56.8 歳		45.4 歳		34.8 歳		45.4 歳	
学歴構成比					4.0 %		91.2 %		4.8 %		100.0 %	

9 研究職給料表（研究職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳								*	*	*	*	*
23歳								*	*	*	*	*
24歳								5	204,340	5	204,340	
25歳								5	215,840	5	215,840	
26歳								6	222,200	6	222,200	
27歳								5	228,940	5	228,940	
28歳								5	241,440	5	241,440	
29歳								6	241,200	6	241,200	
30歳								8	251,113	8	251,113	
31歳								7	269,729	7	269,729	
32歳								6	272,417	6	272,417	
33歳								14	282,779	14	282,779	
34歳								5	290,980	5	290,980	
35歳								6	296,183	6	296,183	
36歳								5	299,240	5	299,240	
37歳								4	283,650	4	283,650	
38歳								*	*	*	*	*
39歳								4	318,625	4	318,625	
40歳								*	*	*	*	*
41歳								4	342,825	4	342,825	
42歳								*	*	*	*	*
43歳								4	345,025	4	345,025	
44歳								4	364,875	4	364,875	
45歳								3	367,633	3	367,633	
46歳								4	368,600	4	368,600	
47歳								*	*	*	*	*
48歳								3	380,267	3	380,267	
49歳								3	403,533	3	403,533	
50歳								6	398,017	6	398,017	
51歳								3	406,700	3	406,700	
52歳								6	410,874	6	410,874	
53歳								9	408,756	9	408,756	
54歳								*	*	*	*	*
55歳								8	410,681	8	410,681	
56歳								8	412,869	8	412,869	
57歳								7	414,589	7	414,589	
58歳								10	422,157	10	422,157	
59歳								8	428,155	8	428,155	
60歳以上								6	443,891	6	443,891	
計								199		199		
平均給料月額									333,458 円		333,458 円	
平均年齢									42.0 歳		42.0 歳	
学歴構成比									100.0 %		100.0 %	

10 特定任期付職員給料表

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18 歳												
19 歳												
20 歳												
21 歳												
22 歳												
23 歳												
24 歳												
25 歳												
26 歳												
27 歳												
28 歳								*	*	*	*	
29 歳												
30 歳												
31 歳												
32 歳												
33 歳												
34 歳												
35 歳												
36 歳												
37 歳												
38 歳												
39 歳												
40 歳								*	*	*	*	
41 歳												
42 歳												
43 歳								*	*	*	*	
44 歳												
45 歳								*	*	*	*	
46 歳												
47 歳												
48 歳												
49 歳												
50 歳												
51 歳												
52 歳												
53 歳								*	*	*	*	
54 歳												
55 歳												
56 歳												
57 歳												
58 歳												
59 歳												
60歳以上								*	*	*	*	
計								6		6		
平均給料月額								551,500 円		551,500 円		
平均年齢								44.8 歳		44.8 歳		
学歴構成比								100.0 %		100.0 %		

11 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・特定任期付職員給料表の合計

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			49	177,598							49	177,598
19歳			73	181,151							73	181,151
20歳			79	185,739	17	191,406					96	186,743
21歳			74	195,061	36	194,164					110	194,767
22歳			66	203,885	20	203,920	384	205,595			470	205,284
23歳			84	213,233	25	211,756	415	210,448			524	210,957
24歳			98	222,468	18	214,733	415	217,346			531	218,203
25歳			80	226,084	25	227,876	439	224,901			544	225,212
26歳			93	237,629	22	230,832	459	235,569			574	235,721
27歳			65	241,702	16	239,469	518	244,816			599	244,335
28歳			65	252,674	15	242,533	519	253,287			599	252,951
29歳			61	255,995	17	253,347	551	260,452			629	259,828
30歳			68	266,954	13	263,292	592	270,310			673	269,836
31歳			54	273,267	17	268,547	608	278,574			679	277,900
32歳			43	274,665	24	276,625	667	288,687			734	287,471
33歳			79	286,434	15	272,660	695	296,540			789	295,074
34歳			61	292,895	37	288,286	647	305,448			745	303,568
35歳			61	305,807	29	301,076	602	314,225			692	312,932
36歳			70	319,911	28	301,629	457	325,068			555	323,235
37歳			70	323,859	34	314,994	520	332,200			624	330,327
38歳			68	335,206	31	327,242	530	340,543			629	339,310
39歳			64	333,019	29	325,552	468	349,567			561	346,438
40歳			51	352,445	33	325,436	419	355,879			503	353,534
41歳			64	355,658	27	342,993	387	365,042			478	362,540
42歳			51	364,898	30	362,013	397	370,740			478	369,569
43歳			69	369,203	43	368,425	380	375,195			492	373,763
44歳			60	385,477	37	364,359	339	380,392			436	379,731
45歳			65	397,529	40	371,528	302	385,618			407	386,136
46歳	*	*	78	397,051	55	379,139	298	391,395			432	390,804
47歳			103	394,588	50	373,898	302	397,173			455	394,030
48歳			99	397,096	49	376,631	323	397,780			471	395,436
49歳	*	*	119	400,693	50	378,839	317	400,731			487	398,408
50歳			125	402,875	60	383,534	252	403,017			437	400,301
51歳			78	400,658	42	387,639	295	403,784			415	401,562
52歳			102	405,772	60	393,018	284	407,278			446	405,015
53歳			106	410,096	40	394,299	282	408,543			428	407,596
54歳	*	*	118	412,067	55	400,191	306	412,179			481	410,678
55歳			93	416,148	44	407,356	282	412,616			419	412,848
56歳	*	*	136	416,828	46	407,092	349	416,468			532	415,699
57歳			136	416,394	66	397,805	455	420,829			657	417,598
58歳			156	417,088	47	410,979	433	421,089			636	419,361
59歳			149	419,831	62	407,179	462	423,535			673	421,208
60歳以上			18	392,562	22	295,869	105	397,201			145	381,251
計	5		3,501		1,426		16,455			21,387		
平均給料月額	380,500円		336,869円		343,275円		328,992円			331,246円		
平均年齢	51.8歳		41.2歳		43.9歳		38.9歳			39.6歳		
学歴構成比	0.0%		16.4%		6.7%		76.9%			100.0%		

12 企業職給料表（企業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
18 歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
19 歳												
20 歳			*	*							*	*
21 歳												
22 歳								*	*		*	*
23 歳								*	*		*	*
24 歳								*	*		*	*
25 歳								3	204,833		3	204,833
26 歳								*	*		*	*
27 歳												
28 歳								*	*		*	*
29 歳								3	235,567		3	235,567
30 歳								*	*		*	*
31 歳								3	256,567		3	256,567
32 歳					*	*		*	*		3	257,333
33 歳								4	263,775		4	263,775
34 歳												
35 歳								*	*		*	*
36 歳					*	*		4	289,050		5	288,000
37 歳								*	*		*	*
38 歳								*	*		*	*
39 歳								*	*		*	*
40 歳								*	*		*	*
41 歳												
42 歳								*	*		*	*
43 歳												
44 歳					*	*					*	*
45 歳					*	*		*	*		*	*
46 歳								*	*		*	*
47 歳								3	371,933		3	371,933
48 歳					*	*	*	3	368,700		5	379,662
49 歳												
50 歳							*	*	*		*	*
51 歳					3	374,333		8	379,475		11	378,073
52 歳					*	*	*	4	396,734		6	384,023
53 歳								3	391,833		3	391,833
54 歳							*	*	3	394,500	4	394,600
55 歳								*	*		*	*
56 歳					*	*		3	398,921		5	401,500
57 歳					*	*	*	3	395,263		5	366,338
58 歳					*	*	*	5	396,194		7	395,067
59 歳							*	*	5	408,693	7	403,422
60歳以上								4	430,421		4	430,421
計					14			8			85	
平均給料月額					338,074 円			390,450 円			335,054 円	339,591 円
平均年齢					46.9 歳			54.6 歳			44.3 歳	45.4 歳
学歴構成比					13.1 %			7.5 %			79.4 %	100.0 %

13 現業職（協約）給料表（現業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳												
29歳												
30歳												
31歳												
32歳												
33歳												
34歳												
35歳												
36歳												
37歳												
38歳												
39歳												
40歳												
41歳												
42歳												
43歳							*	*			*	*
44歳							*	*			*	*
45歳												
46歳	*	*		*	*						*	*
47歳												
48歳				*	*	*	*	*	*	3	330,333	
49歳				*	*					*	*	
50歳	*	*		*	*					*	*	
51歳	3	364,100		*	*	*	*			6	357,483	
52歳	4	359,550		7	359,586					11	359,573	
53歳	3	368,400		3	351,300					6	359,850	
54歳	4	365,925								4	365,925	
55歳	*	*		*	*					4	356,375	
56歳	*	*		4	375,850	*	*			7	373,200	
57歳	5	369,260		10	371,510					15	370,760	
58歳	5	373,020		9	376,433	*	*			15	375,220	
59歳	6	372,283		4	370,175					10	371,440	
60歳以上	8	368,438		16	375,275	*	*			26	373,692	
計	44			60		9		*		114		
平均給料月額	367,286 円		368,732 円		354,456 円		* 円		366,793 円			
平均年齢	56.2 歳		56.8 歳		52.4 歳		48.0 歳		56.1 歳			
学歴構成比	38.6 %		52.6 %		7.9 %		0.9 %		100.0 %			

(注) 「*」は人員が1～2人の場合である。

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数				平均扶養親族数		平均手当額	
			配偶者	子	その他の扶養親族	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり	職員1人当たり	受給職員1人当たり
全職員	人 21,608	人 9,920	人 4,760	人 14,469	人 400	人 19,629	人 0.9	人 2.0	円 9,052	円 19,717
行政職給料表	4,904	1,745	847	2,236	130	3,213	0.7	1.8	6,684	18,783
公安職給料表	6,520	3,804	2,414	6,231	48	8,693	1.3	2.3	12,973	22,236
教育職給料表(2)	3,418	1,441	569	1,920	70	2,559	0.7	1.8	7,612	18,054
教育職給料表(3)	5,991	2,586	751	3,629	124	4,504	0.8	1.7	7,613	17,636
医療職給料表(1)	47	21	14	31	1	46	1.0	2.2	8,968	20,071
医療職給料表(2)	177	58	24	91	-	115	0.6	2.0	6,701	20,448
医療職給料表(3)	125	67	20	115	7	142	1.1	2.1	11,844	22,097
研究職給料表	199	85	42	106	7	155	0.8	1.8	7,741	18,124
特定任期付職員給料表	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,387	9,807	4,681	14,359	387	19,427	0.9	2.0	9,053	19,742
企業職給料表	107	52	36	68	2	106	1.0	2.0	9,869	20,308
現業職(協約)給料表	114	61	43	42	11	96	0.8	1.6	8,123	15,180

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	受給職員数	うち	うち	うち
		扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
計	人 9,920	人 4,760	人 8,549	人 346
1人	4,022	1,145	2,708	169
2人	2,934	1,215	2,883	95
3人	2,235	1,730	2,229	46
4人	624	571	624	23
5人	95	91	95	10
6人以上	10	8	10	3

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)						平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	
全職員	人 22 (0.1%)	人 8,918 (41.3%)	人 6,060 (28.0%)	人 1,396 (6.5%)	人 5,212 (24.1%)	人 21,608 (100.0%)	円 23,621
行政職給料表	22 (0.4%)	2,857 (58.3%)	760 (15.5%)	162 (3.3%)	1,103 (22.5%)	4,904 (100.0%)	24,505
公安職給料表	- (-)	4,709 (72.2%)	962 (14.7%)	141 (2.2%)	708 (10.9%)	6,520 (100.0%)	29,590
教育職給料表(2)	- (-)	1,068 (31.2%)	1,034 (30.3%)	260 (7.6%)	1,056 (30.9%)	3,418 (100.0%)	22,906
教育職給料表(3)	- (-)	52 (0.8%)	3,013 (50.3%)	801 (13.4%)	2,125 (35.5%)	5,991 (100.0%)	16,605
医療職給料表(1)	- (-)	22 (46.8%)	19 (40.4%)	1 (2.1%)	5 (10.7%)	47 (100.0%)	83,575
医療職給料表(2)	- (-)	46 (26.0%)	42 (23.7%)	6 (3.4%)	83 (46.9%)	177 (100.0%)	18,991
医療職給料表(3)	- (-)	- (-)	115 (92.0%)	- (-)	10 (8.0%)	125 (100.0%)	18,345
研究職給料表	- (-)	87 (43.7%)	40 (20.1%)	9 (4.5%)	63 (31.7%)	199 (100.0%)	22,782
特定任期付職員給料表	- (-)	6 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (100.0%)	51,841
小計	22 (0.1%)	8,847 (41.4%)	5,985 (28.0%)	1,380 (6.4%)	5,153 (24.1%)	21,387 (100.0%)	23,627
企業職給料表	- (-)	30 (28.0%)	55 (51.4%)	10 (9.4%)	12 (11.2%)	107 (100.0%)	24,247
現業職(協約)給料表	- (-)	41 (36.0%)	20 (17.5%)	6 (5.3%)	47 (41.2%)	114 (100.0%)	21,978

(注) 1 地域手当の支給地域別の支給割合は、下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給 職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員1人 当たり	受給職員1人 当たり	手当月額 11,000円 以下受給者	手当月額 11,100円 以上 30,000円 未満の受給者	手当月額 30,000円 の受給者	小計	
	人	人	円	円	人	人	人	人	人
全職員	21,608	5,267	6,849	28,096	27	2,106	3,129	5,262	8 (3)
行政職給料表	4,904	1,420	8,057	27,824	4	623	792	1,419	3 (2)
公安職給料表	6,520	1,210	5,207	28,060	21	406	779	1,206	5 (1)
教育職給料表(2)	3,418	992	8,219	28,319	1	403	588	992	- (-)
教育職給料表(3)	5,991	1,474	6,954	28,262	1	599	874	1,474	- (-)
医療職給料表(1)	47	9	5,745	30,000	-	-	9	9	- (-)
医療職給料表(2)	177	52	8,108	27,600	-	28	24	52	- (-)
医療職給料表(3)	125	20	4,441	27,755	-	10	10	20	- (-)
研究職給料表	199	53	7,276	27,319	-	23	30	53	- (-)
特定任期付職員給料表	6	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,387	5,230	6,870	28,092	27	2,092	3,106	5,225	8 (3)
企業職給料表	107	26	7,114	29,277	-	7	19	26	- (-)
現業職(協約)給料表	114	11	2,643	27,391	-	7	4	11	- (-)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の()内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員1人当たり	受給職員1人当たり		職員1人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,608	128	103	17,461	86	550	138,095
行政職給料表	4,904	12	30	12,407	-	-	-
公安職給料表	6,520	12	26	14,248	-	-	-
教育職給料表(2)	3,418	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(3)	5,991	99	308	18,629	-	-	-
医療職給料表(1)	47	-	-	-	44	228,523	244,105
医療職給料表(2)	177	-	-	-	35	5,270	26,651
医療職給料表(3)	125	-	-	-	-	-	-
研究職給料表	199	5	356	14,165	7	1,019	28,971
特定任期付職員給料表	6	-	-	-	-	-	-
小計	21,387	128	105	17,461	86	555	138,095
企業職給料表	107	-	-	-	-	-	-
現業職（協約）給料表	114	-	-	-	-	-	-

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当月額		
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全職員	21,608	34	126	131	144	42	280	86	361	321	1,525	4,733	67,065	
行政職給料表	4,904	32	87	71	88	-	256	-	9	39	582	9,212	77,619	
公安職給料表	6,520	-	20	52	42	-	-	-	-	-	114	1,635	93,537	
教育職給料表(2)	3,418	-	-	-	-	16	-	35	62	68	181	2,852	53,866	
教育職給料表(3)	5,991	-	-	-	-	26	-	51	289	214	580	5,102	52,696	
医療職給料表(1)	47	1	11	3	7	-	-	-	-	-	22	53,683	114,686	
医療職給料表(2)	177	-	-	1	2	-	5	-	-	-	8	3,123	69,100	
医療職給料表(3)	125	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	1,822	75,933	
研究職給料表	199	1	4	2	3	-	10	-	-	-	20	8,246	82,045	
特定任期付職員給料表	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	21,387	34	122	129	144	42	272	86	360	321	1,510	4,727	66,951	
企業職給料表	107	-	4	2	-	-	8	-	1	-	15	11,015	78,573	
現業職(協約)給料表	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数				平均手当月額		
		交通機関 利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員 1人 当たり	受給職員 1人 当たり
			自動車・ バイクを 使用する 者 B	自転車の みを使用 する者 C				
全職員	21,608	5,927	11,050	772	559	18,308	9,249	10,916
行政職給料表	4,904	2,354	1,194	265	163	3,976	11,171	13,778
公安職給料表	6,520	2,526	2,474	385	194	5,579	9,105	10,640
教育職給料表(2)	3,418	529	2,263	60	66	2,918	9,208	10,786
教育職給料表(3)	5,991	272	4,768	39	98	5,177	7,534	8,718
医療職給料表(1)	47	22	6	2	1	31	8,265	12,530
医療職給料表(2)	177	71	55	8	9	143	13,863	17,159
医療職給料表(3)	125	16	96	-	-	112	7,301	8,148
研究職給料表	199	73	66	5	22	166	13,737	16,468
特定任期付 職員給料表	6	3	-	1	-	4	14,420	21,630
小計	21,387	5,866	10,922	765	553	18,106	9,227	10,898
企業職給料表	107	50	38	3	6	97	13,891	15,323
現業職(協約) 給料表	114	11	90	4	-	105	9,070	9,847

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	フルタイム勤務 職員数	短時間勤務 職員数
全職員	872	265
60歳	307	38
61歳	230	28
62歳	189	45
63歳	87	83
64歳	59	71
行政職給料表	196	175
公安職給料表	103	-
教育職給料表(2)	356	33
教育職給料表(3)	182	14
医療職給料表(2)	5	4
医療職給料表(3)	-	11
研究職給料表	13	12
小計	855	249
企業職給料表	6	6
現業職(協約)給料表	11	10

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 932事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

54職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から227事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産 業 計	事業所 195	事業所 85	事業所 81	事業所 29	
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	5	3	-	2	
製造業	83	27	43	13	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	37	18	12	7	
卸売業, 小売業	13	5	7	1	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	15	12	2	1	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	42	20	17	5	

(注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6事業所、調査不能の事業所が26事業所あった。

2 調査対象事業所227事業所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した6事業所を除いた221事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、88.2%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員 うち初任給 関係職種	
産 業 計		人 138,218	人 38,003	人 19,796	人 11,896	人 703
	農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	3,271	576	508	396	3
	製造業	69,051	21,772	11,359	6,137	430
	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	20,185	5,297	1,673	1,270	34
	卸売業, 小売業	8,525	1,716	1,225	860	68
	金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	6,347	2,851	1,936	1,225	47
	教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	30,839	5,791	3,095	2,008	121

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	初任給				
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満		
事務員・技術者計	大 学 卒	円	円	円	円		
		217,209	222,763	211,343	204,797		
		短 大 卒	184,538	185,927	183,816	175,200	
	高 校 卒	170,129	166,963	170,474	180,000		
		事 務 員	大 学 卒	215,201	220,226	208,750	202,864
			短 大 卒	181,748	176,370	185,136	-
	高 校 卒		171,792	167,408	175,954	180,000	
	技 術 者	大 学 卒	221,435	229,831	215,246	209,136	
		短 大 卒	185,089	187,198	183,380	175,200	
高 校 卒		167,739	161,000	166,158	180,000		

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計		37.0	(41.4)	(58.6)	-	63.0
		500人以上	35.2	(63.0)	(37.0)	-	64.8
		100人以上500人未満	42.8	(28.9)	(71.1)	-	57.2
		100人未満	25.2	(15.6)	(84.4)	-	74.8
高 校 卒	規 模 計		11.8	(43.7)	(56.3)	-	88.2
		500人以上	7.7	(44.7)	(55.3)	-	92.3
		100人以上500人未満	18.4	(46.5)	(53.5)	-	81.6
		100人未満	3.9	-	(100.0)	-	96.1

- (注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	36.1	12.9	-	51.0
課 長 級	23.3	14.3	-	62.4

(注) ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	92.2	92.2	23.5	2.3	66.4	-	7.8
課 長 級	74.9	73.8	18.2	2.3	53.3	1.1	25.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支店長 工場長	22	52.6	730,194	16	54.3	817,100	6	49.1	546,195	-	-	-
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	2	-	473,847	*	-	*	*	-	*	-	-	-
44～47	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
48～51	2	-	609,629	-	-	-	2	-	609,629	-	-	-
52～55	7	-	879,907	6	-	959,485	*	-	*	-	-	-
56～59	7	-	802,847	7	-	802,847	*	-	*	-	-	-
60～	2	-	560,794	*	-	*	*	-	*	-	-	-
大学卒	15	51.4	720,201	9	53.1	852,583	6	49.1	546,195	-	-	-
短大卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-	-	-	-
高校卒	6	56.9	760,964	6	56.9	760,964	-	-	-	-	-	-
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部長 技術部長	571	51.6	659,650	311	51.9	751,474	218	51.2	558,611	42	51.3	504,127
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	8	-	559,663	2	-	717,572	5	-	507,497	*	-	*
40～43	34	-	566,318	11	-	696,959	21	-	481,508	2	-	429,190
44～47	64	-	591,451	31	-	691,261	28	-	519,045	5	-	385,004
48～51	146	-	651,818	87	-	744,252	45	-	523,619	14	-	515,973
52～55	175	-	694,420	103	-	768,567	65	-	593,242	7	-	509,977
56～59	124	-	705,043	72	-	781,451	40	-	611,232	12	-	577,679
60～	20	-	624,611	5	-	732,629	14	-	607,552	*	-	*
大学卒	456	51.2	676,145	275	51.7	758,787	154	50.4	557,675	27	50.0	501,147
短大卒	50	52.4	618,904	17	52.0	750,095	26	52.3	570,324	7	53.3	517,088
高校卒	65	53.9	564,006	19	54.3	617,200	38	53.8	555,033	8	53.3	502,065
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務部次長 技術部次長	281	51.0	622,741	183	51.2	716,965	79	50.6	494,454	19	51.0	508,141
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	-	-	-	*	-	*
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	5	-	412,861	-	-	-	4	-	409,196	*	-	*
40～43	17	-	592,612	14	-	612,234	3	-	515,170	-	-	-
44～47	39	-	600,072	26	-	673,412	11	-	481,526	2	-	524,166
48～51	54	-	630,977	35	-	709,508	18	-	539,480	*	-	*
52～55	89	-	638,800	58	-	744,246	22	-	484,211	9	-	548,117
56～59	74	-	645,388	49	-	755,755	20	-	499,122	5	-	491,017
60～	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
大学卒	224	50.9	637,720	157	50.8	721,085	53	51.1	497,018	14	51.4	533,591
短大卒	21	49.6	601,276	10	55.2	746,982	9	46.2	491,673	2	40.5	467,746
高校卒	35	52.2	533,318	15	52.8	642,306	17	51.2	485,929	3	55.4	432,246
中学卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-	-	-	-
事務課長 技術課長	1,394	49.2	562,425	919	49.6	616,165	395	48.4	462,502	80	48.7	436,563
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	3	-	286,155	-	-	-	3	-	286,155	-	-	-
32～35	16	-	368,882	3	-	537,052	12	-	347,885	*	-	*
36～39	66	-	466,977	40	-	521,633	25	-	389,338	*	-	*
40～43	162	-	525,900	93	-	582,637	56	-	453,954	13	-	408,458
44～47	288	-	556,725	189	-	606,952	79	-	465,970	20	-	429,965
48～51	324	-	573,799	224	-	614,969	78	-	482,902	22	-	446,995
52～55	314	-	592,534	225	-	643,372	74	-	474,111	15	-	453,048
56～59	199	-	584,897	134	-	641,640	57	-	471,416	8	-	477,803
60～	22	-	591,381	11	-	605,793	11	-	576,882	-	-	-
大学卒	1,001	48.5	573,787	699	49.0	618,787	258	47.5	473,322	44	46.9	433,679
短大卒	142	49.8	539,615	81	49.8	601,920	46	49.5	458,339	15	50.4	461,627
高校卒	240	51.9	528,768	133	52.8	609,735	87	50.7	435,659	20	51.1	428,113
中学卒	11	49.2	516,943	6	50.2	625,753	4	48.0	397,475	*	*	*

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	435	46.4	480,641	303	45.9	518,050	84	48.0	403,671	48	46.8	397,940
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	15	-	439,065	13	-	462,718	2	-	270,900	-	-	-
36～39	68	-	474,454	57	-	487,250	7	-	398,947	4	-	369,760
40～43	63	-	456,886	37	-	497,069	17	-	405,166	9	-	370,039
44～47	57	-	480,557	32	-	535,115	10	-	440,599	15	-	399,044
48～51	70	-	470,021	40	-	538,462	22	-	411,702	8	-	381,116
52～55	67	-	520,327	49	-	562,582	12	-	445,210	6	-	418,893
56～59	90	-	499,332	70	-	546,913	14	-	352,222	6	-	467,393
60～	4	-	521,844	4	-	521,844	-	-	-	-	-	-
大学卒	326	45.1	489,143	232	44.4	517,886	63	47.1	430,077	31	45.8	404,381
短大卒	44	50.6	424,351	23	50.9	499,676	8	50.9	326,383	13	49.9	386,688
高校卒	65	51.3	468,953	48	52.3	526,806	13	50.1	321,935	4	44.3	379,268
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,560	44.4	410,786	1,101	44.2	429,097	339	44.9	354,673	120	45.7	338,493
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	*	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	*
24～27	4	-	251,598	*	-	*	3	-	255,594	-	-	-
28～31	26	-	324,442	14	-	360,101	9	-	267,336	3	-	292,647
32～35	186	-	371,767	148	-	382,939	30	-	312,260	8	-	284,847
36～39	232	-	384,826	157	-	394,144	60	-	363,955	15	-	321,383
40～43	238	-	412,567	174	-	431,024	40	-	345,834	24	-	328,389
44～47	254	-	427,578	179	-	449,798	55	-	355,854	20	-	351,297
48～51	248	-	429,820	170	-	452,557	58	-	363,969	20	-	360,393
52～55	240	-	440,115	168	-	459,601	58	-	382,973	14	-	357,322
56～59	117	-	425,373	81	-	455,240	23	-	361,214	13	-	340,530
60～	14	-	388,618	9	-	388,948	3	-	361,923	2	-	421,050
大学卒	1,065	42.8	414,445	795	42.8	427,380	217	42.9	364,064	53	43.0	338,393
短大卒	188	47.7	396,102	93	47.1	436,916	57	48.3	353,350	38	48.4	343,847
高校卒	300	48.9	404,501	208	49.2	433,185	63	48.3	325,997	29	47.2	332,021
中学卒	7	51.5	412,139	5	52.4	443,621	2	49.2	334,299	-	-	-
事務主任 技術主任	1,314	42.3	351,779	781	42.7	378,099	404	41.7	316,479	129	41.6	296,249
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	14	-	243,786	5	-	259,275	5	-	217,434	4	-	249,963
28～31	154	-	297,543	105	-	308,201	38	-	274,563	11	-	275,941
32～35	159	-	322,117	79	-	338,433	61	-	308,896	19	-	290,438
36～39	176	-	335,619	84	-	362,596	72	-	312,716	20	-	298,447
40～43	206	-	374,754	124	-	412,593	62	-	318,790	20	-	295,976
44～47	222	-	365,206	133	-	399,667	63	-	319,191	26	-	295,628
48～51	169	-	381,743	108	-	410,211	45	-	330,145	16	-	320,146
52～55	137	-	375,999	90	-	398,295	39	-	342,196	8	-	301,222
56～59	68	-	363,962	45	-	374,503	18	-	353,402	5	-	301,703
60～	9	-	386,582	8	-	372,582	*	-	*	-	-	-
大学卒	818	39.8	352,456	479	39.7	375,582	270	40.1	323,210	69	39.6	299,020
短大卒	203	46.1	333,933	106	46.8	363,688	60	46.0	307,956	37	43.7	298,848
高校卒	287	47.0	362,097	192	48.2	391,362	73	44.1	296,953	22	44.8	284,871
中学卒	6	44.6	342,329	4	45.5	374,406	*	*	*	*	*	*
事務係員 技術係員	4,685	37.7	317,261	2,710	37.6	334,627	1,636	38.1	290,301	339	37.4	249,433
～19歳	13	-	175,144	3	-	175,857	8	-	176,031	2	-	169,532
20～23	194	-	221,345	106	-	228,079	64	-	208,981	24	-	219,808
24～27	953	-	246,286	561	-	254,102	327	-	232,259	65	-	223,000
28～31	756	-	277,361	479	-	287,025	225	-	255,738	52	-	235,597
32～35	550	-	295,815	328	-	309,164	191	-	269,152	31	-	267,587
36～39	439	-	321,846	243	-	336,146	167	-	303,872	29	-	269,705
40～43	363	-	321,120	185	-	325,634	157	-	319,919	21	-	270,045
44～47	389	-	353,003	206	-	380,494	150	-	318,343	33	-	262,466
48～51	421	-	378,837	242	-	406,698	149	-	335,156	30	-	271,698
52～55	320	-	438,031	201	-	474,634	89	-	355,120	30	-	262,120
56～59	228	-	425,219	116	-	482,789	92	-	352,166	20	-	261,544
60～	59	-	369,729	40	-	364,346	17	-	393,692	2	-	225,000
大学卒	3,136	35.8	322,127	1,791	35.8	339,009	1,145	36.2	293,814	200	33.7	251,312
短大卒	615	42.2	309,770	370	42.9	329,057	196	41.9	281,811	49	37.1	244,927
高校卒	916	42.4	301,866	537	41.9	319,063	290	42.8	281,536	89	45.1	247,635
中学卒	18	45.3	310,121	12	45.6	309,038	5	43.2	318,991	*	*	*

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職種	要件	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場長の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
	事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長等	/	/
9級			
8級	課長	部長等	部長等
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	49.0	320,137	
	守 衛	-	-	-	
	用 務 員	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	10	58.1	854,779	
	大 学 教 授	145	55.8	732,667	
	大 学 准 教 授	107	46.4	593,078	
	大 学 講 師	58	42.7	441,040	
	大 学 助 教	41	41.5	432,860	
職 種	高 等 学 校 校 長	2	58.0	1,055,470	
	高 等 学 校 教 頭	6	48.9	686,832	
	高 等 学 校 教 諭	77	43.1	497,389	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	56.1	933,242	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部（課）長	69	50.1	695,114	
	研 究 室（係）長	67	43.0	536,112	
	主 任 研 究 員	126	40.0	452,444	
	研 究 員	215	31.7	299,043	
	研 究 補 助 員	2	22.0	216,250	

第19表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	家族手当制度がない
81.4%	(73.4%)	18.6%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,364円
配偶者と子1人	20,179円
配偶者と子2人	26,571円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を支給する	在宅勤務手当を支給しない	在宅勤務を実施していない
60.2 %	(30.0) %	(70.0) %	39.8 %

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100%とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
25.5 %	74.5 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち、在宅勤務手当を支給しない事業所を100%とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		40.0	60.0	39.9	60.1	47.8	52.2
	500人以上	42.1	57.9	41.5	58.5	49.9	50.1
	100人以上500人未満	38.3	61.7	38.7	61.3	46.9	53.1
	100人未満	38.7	61.3	38.8	61.2	44.6	55.4

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.3%	75.2%	24.1%	0.7%

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
係員		66.3%	54.0%	33.7%
課長級		66.6%	50.7%	33.4%

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	係員
68.3%	73.9%

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	……	食料
住居関係費	……	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……	被服及び履物
雑費 I	……	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	……	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」における令和4年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和4年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	32,340	41,000	52,510	64,010	75,520
住居関係費	74,240	131,670	105,070	78,470	51,870
被服・履物費	5,630	3,880	6,070	8,260	10,460
雑費 I	22,420	36,860	53,000	69,140	85,260
雑費 II	10,670	19,720	23,430	27,150	30,860
合計	145,300	233,130	240,080	247,030	253,970

4 労働経済関係資料

第26表 労働経済指標

項目	令和3年				令和4年				5月							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月	3月	4月		
民間給与	全国	金額	313,716円	309,110	546,754	425,601	305,945	304,525	305,596	319,111	668,518	330,619	321,785	314,136		
		対前年同月増減率	2.0%	2.5	0.8	1.5	1.3	1.2	1.0	1.2	0.4	1.8	3.3	2.6	1.6	
全産業	京都府	金額	285,114円	281,015	498,191	376,865	279,228	273,944	278,374	290,407	597,070	300,591	291,777	299,515	289,285	
		対前年同月増減率	1.9%	6.1	3.5	3.6	2.4	△ 1.2	2.4	3.5	1.0	6.5	3.3	5.1	2.9	
厚労省毎月調査	全国	金額	300,317円	294,857	297,175	297,740	295,048	296,347	298,582	298,029	298,585	299,516	303,969	307,905	301,194	
		対前年同月増減率	1.6%	2.7	2.1	1.7	1.3	1.2	0.8	1.3	1.2	2.0	2.3	2.2	2.5	2.1
製造業	京都府	金額	274,931円	269,876	273,107	273,018	270,162	271,771	273,086	274,035	274,985	275,659	275,109	281,441	275,839	
		対前年同月増減率	2.1%	4.3	3.0	2.5	2.6	1.2	2.1	2.7	2.8	2.0	0.6	1.8	2.4	2.2
サービス業	全国	金額	330,899円	322,882	328,040	330,297	326,433	327,228	327,981	330,633	331,464	323,547	328,168	332,585	323,723	
		対前年同月増減率	2.4%	4.1	4.8	4.0	3.2	2.3	1.3	1.6	1.7	1.3	0.9	0.5	0.5	0.3
消費支出(総務省家計調査)	全国	金額	301,043円	281,063	260,285	267,710	266,638	265,306	281,996	277,029	317,206	287,801	307,261	304,510	287,687	
		対前年同月増減率	12.4%	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.6	0.7	7.5	2.2	△ 0.8	1.2
近畿地方	京都府	エンゲル係数	24.3%	27.2	28.0	28.3	29.1	27.8	27.1	26.7	28.9	25.1	26.9	24.2	27.1	
		金額	274,367円	262,502	256,033	270,722	264,608	254,498	280,211	266,362	311,906	276,881	249,833	330,761	284,580	
世帯	京都府	エンゲル係数	26.4%	28.7	28.1	27.5	28.7	28.8	27.3	28.3	30.2	26.3	28.7	25.3	27.8	
		金額	303,281円	258,480	293,760	361,761	239,234	274,545	297,966	267,935	301,024	261,806	302,179	326,958	297,515	
物価	全国	エンゲル係数	24.8%	31.8	26.5	23.4	31.6	30.3	28.1	31.0	33.0	29.1	30.8	26.2	24.3	26.6
		消費者物価指数(総合)	△ 1.1%	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	0.1	0.1	0.6	0.8	0.9	1.2	2.5	2.5
その他	京都府	消費者物価指数(総務省)	△ 0.6%	△ 0.7	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.1	0.2	0.6	1.0	0.7	1.2	2.6	2.4	
		雇用者数(労働力調査)	6,014万人	6,009	6,019	6,025	6,015	6,015	6,003	5,994	6,016	5,986	6,008	6,045	6,052	
有効求人倍率	全国	有効求人倍率	1.09倍	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.22	1.23	1.24	
		京都府	1.04倍	1.06	1.10	1.10	1.10	1.08	1.09	1.10	1.10	1.12	1.12	1.16	1.17	
総実労働時間(毎勤・全産業)	全国	総実労働時間	150.4時間	136.0	146.9	146.9	135.8	141.4	144.8	145.8	144.5	136.9	144.5	149.0	137.6	
		うち所定外労働時間	12.1時間	11.1	11.4	11.9	10.9	11.3	11.7	12.1	12.3	11.8	11.9	12.6	11.7	
鉱工業生産指数(経済産業省)	京都府	鉱工業生産指数	15.6%	21.0	22.9	11.1	8.4	△ 2.5	△ 4.3	4.8	2.2	△ 0.8	△ 1.7	△ 4.9	△ 3.1	
		対前年同月増減率														

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は、季節調整済値である。

2 民間給与は、厚生労働省毎月勤労統計調査の常用労働者30以上の事業所の数値である。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率83.2%）

〈月例給〉公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921円 (0.23%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049円、平均年齢 42.7歳〕

〔改定の内訳：俸給 818円 はね返し分(注)103円〕 (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41月〔公務の平均支給月数 4.30月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率：全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし）

〈ボーナス〉

民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

〈実施時期〉

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施

(2) テレワークに関する給与面での対応

テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請



【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定

また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討